

平成16年第1回定例会

平成16年2月25日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成16年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会

平成16年2月25日

議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 管理者発言
- 第4 議案第1号 監査委員の選任について
- 第5 議案第2号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第6 議案第3号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について
- 第7 議案第4号 多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正について
- 第8 議案第5号 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第6号 平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第10 議案第7号 平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第11 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	安田肇君	2番	湯井廣志君
3番	三好徹明君	4番	佐藤淳君
5番	茂木光雄君	6番	松本啓太郎君
7番	冬木一俊君	8番	神田省明君
9番	木村喜徳君	10番	青柳正敏君
11番	吉田達哉君	12番	小屋原富子君
13番	角田伊久夫君	14番	武藤信雄君
15番	松本克彦君	16番	伊坂義孝君
17番	今井清和君	18番	小須田一美君
19番	若林秀明君	20番	江原洋一君

欠席議員（1名）

21番	木村康君
-----	------

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	副管理者	高橋功君
収入役	堀越清君	病院長	鈴木忠君
組合事務局長	磯野義弘君	経営管理部長	白岩民次君
介護老人保健施設長	栗原寛君	病院長補佐	富所隆三君
外来センター長	田中壯侖君	外来センター事務長	塚越秀行君
看護部長	池田優子君	薬剤部長	飯塚征和君

事務局出席者

庶務課長	黒澤真澄君	企画課長	吉田賢治君
医事課長	神保伸好君	外来センター政策調整官	坂本和彦君
用度施設課長	前川善明君	医療情報課長	小野里昇君
介護老人保健施設課長	内田雅之君	企画経理課長補佐	黒沢美尚君
企画経理課長補佐	松田裕一君	用度施設課長補佐	三浦真二君

開会のあいさつ

議 長（佐藤淳君） 本日、平成16年度第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が召集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期、定例会に提案されますものは、平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算をはじめ、ほか6議案でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、誠心誠意努力する所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を節をお願いいたしまして、誠に簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

開会及び開議

午後1時32分開議

議 長（佐藤淳君） 本日の出席議員は21名中20名でございます。出席議員定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。ただ今から、平成16年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 会期の決定

議 長（佐藤淳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（佐藤淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。3番、三好徹明君、19番、若林秀昭君を指名い

たします。

第3 管理者発言

議 長（佐藤淳君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管 理 者（新井利明君） 本日、ここに平成16年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をたまわり心から感謝申し上げます次第でございます。

日本経済は、いぜん厳しい状況下にあります。国民は年金制度改正など福祉に高い関心を寄せています。また、医療分野においても、患者一部負担金や保険料の引き上げなど、多大な影響がでてきております。今後、保健・福祉・医療をさらに充実し、国民一人一人が安心して生活できるよう願うものでございます。

当院におきましても、大変厳しい経営状況が続いておりますが、議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、組合各事業平成16年度予算を中心として7議案の審議およびご決定をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申しあげまして、簡単ですが開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申しあげます。

第4 議案第1号 監査委員の選任について

議 長（佐藤淳君） 日程第4、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。議案差し替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時37分再開

議 長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。提案理由の説明を求めます。管理者。

管 理 者（新井利明君） 議案第1号 多野藤岡医療事務市町村組合監査委員の選任について、提案説明を申し上げます。ご承知のとおり、本組合監査委員は、識見を有する者から1名、議員のうちから1名の計2名となっております。このうち、識見を有する者につきましては、4年の任期となっており、今年2月17日付にて任期

満了となりましたので、武田弘氏を再任いたしたく、地方自治法第292条の規定を準用し、同法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

武田氏は、藤岡市藤岡344番地に居住し、昭和2年生まれの76才で、元税務署職員として、また、藤岡市6丁目町内会長、第8区区長を2年間歴任され、現在は、税理士、さらに、簡易保険加入者協会会長として、当地域で活躍されている方で、行政はもとより財務については特に精通しており、大変識見の高い人です。

以上、誠に簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、同意くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（佐藤淳君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 先ほどの説明で、監査委員として武田氏を選任したいという管理者の説明がございましたので、2点ほどお伺いいたします。

まずは、再任の人事案件について、こういうことを聞くのは、遅すぎではないかと思いますが、識見を有するということは、地方自治法の196条の1項、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関して優れた識見を有するものということが規定されています。そこで、従来の税務署、また、税理士ということで、その経歴から捉えて、4年前に判断となり、選任された方だと認識しておりますが、第1点として、私はあくまでも武田氏が監査委員として適任でないと申しあげていることをお含み願いたいのでございますが、昨年、職員による2千万を上回る公金横領、このような事件が発生しております。また、それ以前には、企業債の目的外流用と目的外使用によって、交付税措置ができずに、病院としては損害を与えている。この事件について、監査委員が十分に監査をしていれば、かなり早期に発見しえた問題だろうと私は考えております。この2件の不祥事について、監査委員が発見できなかったのは、監査委員の責任ありとお考えか、あるいは、そちらへ座っている病院職員に問題ありとお考えか、この不正を発見できなかった理由について、お伺いいたします。

また、第2点として、今の6、7回の監査をやっておりますが、この監査体制では、このような発見をするのは不可能だとお考えならば、監査体制の機能を強化していくというお考えがあるか。その2点を管理者にお伺いいたします。以上です。

議 長（佐藤淳君） 管理者。

管 理 者（新井利明君） ただ今の議員のご指摘でございますが、2名の監査委員の体制で機能としては十分やっていけると思っています。識見を有する者、そして、議会の代表の監査委員というなかで、監査体制としては、監査を行うことができると思っています。

さらに、2つの問題のご指摘ございましたが、そこについて、今後、これは職員も含めてであります。我々も含めて、こういうことが二度と起こらないように戒めているところでございます。これは、監査委員の責任というよりも、例えば、職員の不正使い込みにつきましては、監査の中からこういったものが発見されたというなかで、さらにまた、目的外使用につきましては、当時、監査委員であった武田氏が、百条委員会の設置前の審査委員会の副委員長としても、かなりご尽力をいただいたというふうに評価しているところでございます。以上でございます。

議 長（佐藤淳君） 湯井廣志君。

議 員（湯井廣志君） それでは、管理者として、二度とこのような不祥事が起きないということで、一生懸命やってもらいたいと思っておりますが、この監査委員の選任によって、これからいくつもの議案がありますが、その中でいろいろと出てきますが、この監査委員、このまま継続していただいても私は結構なことだと思いますが、二度と不祥事は起こしませんというような強い決意のほどを管理者の方からお伺いいたします。

議 長（佐藤淳君） 管理者。

管 理 者（新井利明君）二度とそういうことを起こしてはならないということ強く、職員、そして、病院関係者、一丸となって向かって努力しているところであります。今後、二度とそういう事件等々

を起こさないように、万全の体制でいきたい、進んでいきたいと考えています。

議長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 監査委員の選任についてでございますが、武田氏の経歴などの面については、なんら問題はないと思いますが、76歳という年齢の中で、ご本人の健康状態であるとか、4年の任期ということになりますと、80歳という高齢になります。こういったなかで、本人の生活面での内容などについては、確認をとれているのでしょうか。お願いいたします。

議長（佐藤淳君） 管理者。

管理者（新井利明君） 76歳という高齢だということですが、武田先生にお会いしても、かなりお元気でございます。そして、意欲も十分でございますので、再任のお願いをしたいということで、決定いたしました。

議長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。
（「なし」の声）

議長（佐藤淳君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案第1号については、人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。
（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第1号、監査委員の選任について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（佐藤淳君） 起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

第5 議案第2号

議 長（佐藤淳君） 日程第5、議案第2号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

当組合が加入している「群馬県市町村総合事務組合」より、規約変更に関する協議の議決依頼を受けております。内容につきましては、市町村合併が行われる場合の群馬県市町村総合事務組合の組合財産の処分方法を組合規約に定めるものであります。

地方自治法第7条の規定に基づき、市町村間の廃置分合が行われる場合、財産処分を必要とするときは、各市町村が協議し、議会の議決を経なければならないとされております。今回の規約の変更によりまして、市町村合併による廃置分合に伴う組合財産の処分についての協議は、その度に行う必要がなくなることとなります。このことにつきまして、地方自治法第286条第1項および第290条の規定によりまして、構成団体の議会の議決が必要となっております。よって、ここに上程させていただきました。以上、簡単であります。提案理由とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（佐藤淳君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結い

たします。これより討論に入ります。討論はありませんか。
(「なし」の声)

議 長(佐藤淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第2号 群馬縣市町村総合事務組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(佐藤淳君) 起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号

議 長(佐藤淳君) 日程第6、議案第3号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) 議案第3号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

公立藤岡総合病院事業部門の職員「471人」を「486人」に、15人の増員です。外来センター事業部門の職員「93人」を「78人」にして、15名を減員するものでございます。

また、訪問看護ステーション事業部門の職員「4人」、介護老人保健施設事業部門の職員「52人」として、組合全体としての定数は「620人」で変更はございません。

改正の内容の主な理由ですが、外来センターから入院棟への職員の異動に伴う定数の変更でございます。まず、入院棟では、臨床研修医師の受け入れに伴う医師の異動、および看護部の育児休業中の職員の補充に伴う異動となっております。外来センターでは、看護師の育児休業者の増加による、入院棟への異動です。その外来棟の補充につきましては、臨時職員で対応しております。組合全体としては、先ほど申し上げたとおり、年度当初と同様、「620人」となっております。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（佐藤淳君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第3号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について、本案は原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤淳君） 起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

第7 議案第4号

議 長（佐藤淳君） 日程第7、議案第4号 多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 議案第4号 多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

使用料条例第2条関係について、診療報酬の改定によりまして、長期にわたり入院している患者さんへの対応を図る観点から、180日を超える入院については、その費用の一部を患者さんから徴収することができることになりました。

内容につきましては、同一の疾病、または負傷により、当院の通算入院期間が180日を超えた場合は、181日目から入院基本料の15%の点数額を徴収するというものでございます。現在

の入院基本料が12,090円ですので、15%の1,800円の徴収となります。

また、第3条第4項の食堂と売店の使用料につきましては、行政財産の目的外使用料規則を別に定めましたので、削除させていただきます。

以上、簡単ではありますが、提案理由とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（佐藤淳君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第4号 多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤淳君） 起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

第8 議案第5号

議 長（佐藤淳君） 日程第8、議案第5号 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管 理 者（新井利明君） 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第2号について、提案理由の説明を申しあげま

す。今回の補正では、第3条で示しておりますとおり、収益については、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益で7,383万円の減額補正。第2項、医業外収益で477万7千円の増額補正。第2款、附属外来センター事業収益、第1項、医業収益で4,410万9千円の増額補正。第2項、医業外収益で51万6千円の増額補正。

支出については、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用で2,553万7千円の減額補正。第2項、医業外費用で1,190万円の増額補正。第2款、附属外来センター事業費用、第1項、医業費用で1億6,769万3千円の減額補正。第2項、医業外費用で324万6千円の減額補正をするものであります。

次に、第4条、公立総合藤岡病院資本的支出では、第1項、建設開業費651万円の増額補正をするものであります。以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（佐藤淳君） 経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 続きまして、詳細につきまして、ご説明させていただきます。ただ今、管理者から概略の説明がございましたが、重複する部分がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

病院事業収益では、既決予定額より7,383万の減額補正であります。内容としまして、入院収益で、入院延べ患者数が既決予定数から5,009人の減で、7,860万7千円の減額となります。

外来収益では、外来延べ患者数は既決予定数から4,010人の増で、750万9千円の増額。その他、医業収益で、786万5千円の減額。その他、医業外収益で、477万7千円の増額補正をするものであります。

続きまして、附属外来センターの事業収益では、既決予定額より4,462万5千円の増額補正であります。内容としましては、外来収益で、外来延べ患者数は既決予定数から4,145人の増で、金額で7,264万9千円の増額です。そ

の他、医業収益で、2,854万円の減額とし、その内訳としまして、公衆衛生活動収益の検診事業で、2,634万円の減額、医療相談収益では、人間ドックの収入減により、220万円の減額であります。その他、医業外収益で、51万6千円の増額補正であります。

病院事業費用ですが、既決予定額より1,363万7千円の減額補正であります。その主な内容は、医業費用では、給与改定率の減等により、給与費で8,572万9千円の減額。材料費につきましては、1億4,716万8千円の増額で、その主なものは、薬品費であります。これは薬品の中で、特に高額な血液製剤の購入が増えたものであります。

経費につきましては、9,788万円の減額。減価償却費では、790万4千円の増額。資産減耗費では、医療機器の廃棄処分等による補填資産除去費で、300万円の増額をするものであります。医業外費用では、材料費の増加に伴い、消費税で10万円の増額。雑支出で、960万円の増額。医師賠償責任保険金支払い分として、雑損失で、220万の増額をお願いするものであります。

附属外来センターの事業費用では、既決予定額より1億7,093万9千円の減額補正であります。その主な内容は、医業費用としまして、企業改定率の減等により、給与費で1億1,033万2千円の減額。材料費につきましては、3,025万1千円の減額。経費につきましては、2,711万円の減額。医業外費用では、材料費の減に伴い、雑支出で、329万8千円の減額をお願いするものであります。

資本的収支では、公立藤岡総合病院資本的支出で、入院棟と外来センターの情報を共有するための通信情報システムといたしまして、651万円の増額補正をお願いするものであります。以上、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議をいただきまして、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤淳君） これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 15年度の補正の関係で、まず、4ページの資本

的収入および支出の関係でお伺いいたします。

1 款の資本的支出の 1 項の建設改良、一目の工事費、今、1,550 万が 11 月の 10 日の定例会で可決されておりますが、この関係は、手術室は雨漏りの解消ということですが、651 万、先ほどの説明で、15 ページを見ますと、通信情報システムとして、651 万を追加ということで、計上されておりますが、通信情報システムというのは、1.5 キロ離れた本院と外来センターを光ファイバーで通じて、瞬時に検査結果やレントゲン、CT スキャンの画像が飛び交うというような、この病院の目玉の一つだったと思います。これは、2 年前の移設工事の時にすでに設置済みであると考えておりますが、今回、補正が出てきたということになりますと、これから工事をすることになっておりますが、この補正、今から工事をしても、後 35 日しかございませんから、どうしても、残りの日にちも少ないようでありますので、16 年度の予算で計上してもよいと思われませんが、この点をお伺いいたします。

それから、7 ページの予定貸借対照表の資産の部でございますが、この 2 の流動資産の (2) の未収金、医療未収金が 16 億 1892 万 6 千円。これも 11 月 10 日の定例会で、私は指摘をしておりますが、専属の徴収班をつくって、徴収に努力するというような説明でありましたが、平成 14 年度に比べても、2 億も未収金が増えております。これでは、一生懸命未収対策をやっているとは思われませんので、これをお伺いします。

8 ページになりますが、予定貸借対照表の資本の部の 6 の剰余金の (2) の利益剰余金の八の当年度の純損失、繰越欠損の未残高というのが 10 億 8,096 万 3 千円。当年度の純損失が 9 億 5,043 万ということで、トータルして 19 億 8,639 万 3 千円、約 20 億ですね。これだけの欠損が発生しているということになりますと、院長がよく言っている、2008 年までには黒字化を目指したいというような発言をよく聞きますが、2008 年黒字化に到底できるものではないと思っております。藤岡の市議会で 2 月 16 日、水道会計の将来推計ということで、議員の説明会がございましたが、わかりやすくシュミレーションをつくって、議員に配付して説明してございましたが、将来のシュミレーションをつくって、議員に配付する考えがあるのか。その点をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤淳君） 経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） ただ今の湯井議員さんの質問にお答えいたします。入院棟と外来棟を結んでいる光ファイバーの件ですが、現在、入院棟と外来センターを結んでいる、情報交換をしているものは、光ファイバーケーブルで結んでおります。その場合、医療線で結んでおりますので、それは電柱を通しております。事故があった場合には、遮断されてしまいますので、それを補うために、キャノビームという機械をつけております。その機械は、外来棟ができる時に設置はしてあります。なぜ、支払わなかったかということですが、これは、湯井議員もご承知のとおり、お金を支払う場合には、652万という金額ですから、伺い、決済、委託行為、支出命令が必要だと思えます。かつ、請求書等も必要ですね。そういうものがなかったということです。それに伴いまして、それが無い場合には、行政事務としましては、支払いができないということで、業者の方に話しました。それは、仮に、新しく作ったということになりますと、偽造になりますので、それはしませんでした。これは弁護士等にも相談しまして、このような手段をとっております。

内容につきまして、経過をお話しておく方がいいと思います。平成14年3月から4月にかけて、キャノテックという会社から当院に請求を発送したということです。ですが、病院には請求書がなかったということです。どうしようかということで、弁護士等に相談しまして、そういうものが無い場合には、支払いができないということで、お断りをしました。その後、キャノテック社から内容証明がきました。支払ってくれということです。その内容証明はあるのですが、請求書がないということで、それもけりました。そうしている間に、キャノテック社の方から、東京高等裁判所の方に訴えました。訴えられましたので、私どもも弁護士をたてて、争っておりますが、それが3、4回、そういう公判が開かれまして、高等裁判所も契約書はないが、すでに現物が設置されているので、病院はその代金を支払う義務があるとして、和解を勧告されております。弁護士とも相談しまして、裁判所の和解を病院としましては、受け入れる方向で進んでおります。その調停が3月、日は決まっておりますが、3月に調停が行われ

る予定になっております。そのための補正であります。よろしく
お願いいたします。

議 長（佐藤淳君） 企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君） 続きまして、湯井議員さんの2番目の質問に
お答えさせていただきます。ページ、7ページにおきますところ
の流動資産の中の未収金、医業未収金、16億1,892万6千
円の計上についてでございます。これにつきましては、まず、入
院棟で12億6,745万6千円を内訳としまして計上しております。
その内訳になりますが、保険診療、国保、社保でございま
すが、入院分としまして、10億2,120万円でございます。

外来分としまして、救急と透析分でございますが、1億890
万円。それに加えて、先日の定例会でもお話をさせていただきました、
回収していない部分の未収がございます。それが1億円
ございまして、さらに、その内訳が過年度分、14年度末までで
約半分、5千万円になります。1億のうちの5千万円。さらに、
15年度中に発生しております、未収計上しております、4月か
ら1月末までの分として、さらに5千万円。合わせて1億という
ことでございます。それらに加えて、事故労災補助金等の未
収計上が3,735万6千円でございます。それを合わせますと、
入院棟で12億6,745万6千円という数字になります。

続きまして、外来センターの分でございますが、こちらが3億
4,345万円。内訳としましては、保険診療の分、外来患者さ
んの分でございますが、3億2,800万円。さらに、14年度
稼働しておりますので、その過年度分で約70万円。そして、入
院棟と同じように、当年度でございます15年度の4月から1月
末までに450万円。さらに、労災事故、検診等の公衆衛生活動
の関係で、1,025万円。合わせまして、3億4,345万円
になりますが、それが外来センター分でございます。

そして、訪問事業会計の方で、2月、3月分の請求分の未収計
上分がございまして、それが約800万円。それらを合わせます
と、16億1,892万6千円という数字でございます。以上で
ございます。よろしくお願いいたします。

議 長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 4 分休憩

午後 2 時 1 4 分再開

議 長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。医事課長。

医事課長（神保伸好君） 7 ページの未収金の関係でございますが、金額につきましても、吉田課長がお答えしたとおりでございます。私の方からは、徴収の体制につきましても、お答えさせていただきたいと思っております。14 年の 7 月、病院規則の一部改正をいたしまして、医事課で徴収事務を行うということになりまして、14 年度から未収の整理をいたしまして、15 年度に入りまして、整理したものに付きまして、15 年度について延べ 2,449 件の催促通知書を発送してございます。事務体制ですが、医事課の医事係の職員が 1 名、専従で未収対策を担当しております。中身は、入院患者、救急外来、透析患者様の未収について、電算にコメントの打ち込みやそのリストの打ち出し、そして、リストによりまして、納入通知書の発送、先ほど申し上げた数でございます。これに基づいて、お金の払われないものにつきましても、再度、電話をして催促し、しかも、未納の状況に考えられる方については、分割指導等を行っている状況でございます。病院については以上であります。

議 長（佐藤淳君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） 外来センターについて、申し上げます。今、医事課長の神保課長が答えたとおり、外来につきましても、年間 2 回ほど、自宅の方に未収通知を発送しております。外来の場合は、料金が 1 件あたり、入院と違いましても少額ということで、来る度に次の会計書に反映するシステムがございます。ただ、2 カ月、あるいは 3 カ月経過した時点で、そういう対策をとっております。以上です。

議 長（佐藤淳君） 病院長。

病 院 長（鈴木忠君） 湯井議員の第 3 点の質問に対して、お答えいたします。今年度の予定で約 19 億、欠損が出てくるということである。この件に関して、病院は今後どのような形で進んでいくのか、そ

のシュミレーションした数字を示す意思があるかどうかということで、ご質問がございましたが、現在、5年計画でシュミレーションしております。そして、そういう中で、非常に厳しい。その5年間を見据えても、なかなか厳しい。今のなかでは、いかにして病院の運営が維持できるかどうか。そこを短期的には目標としております。それは、いかに現金をつないで、運転できていけるか。そういうようなところを目標としております。まだ、不確定の部分があるので、シュミレーションのデータ自体は現在、お示しできるような状況にはなっておりません。欠損金等、これが黒字になるかどうかというのは、一つは、やはり、病院の収入が増えるということであるわけです。それは、診療体制ということで、そのなかでいかに診療稼働額が上がっていくかということが一つあるかと思えます。その他、トータルなものでは、やはり、一般会計の繰入金がどれだけあるか。そのようなものによって、この欠損額というものは、トータルしたものの中に出てくるのではないかと思っております。いずれにしても、病院の中で対応できるところをいかに高めていくかということで、シュミレーションをしているのが現状であります。

それから、今後、病院がハードな面でも取り組まなければならないところ、そういうものを全部視野に入れて、現在、検討中であります。減価償却の中におさめていけば、とりあえず、病院の運転ができるということではありますが、それであっても、この累積する赤字は増えていく。当面は増えていかざるを得ないという状況であります。以上であります。

議長（佐藤淳君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 4ページの資本的収入の651万の補正の関係ですが、2年前に工事が済んでいるということで、病院の方は藤岡市から優秀な職員が部課長5人も病院に出して、病院会計を軌道に乗せるために優秀な職員を5人送っているわけですが、予算というのをかなり認識していないのかなと思っております。予算というのは、歳入。収入というのは見込みに過ぎませんが、歳出、支出というのは、制約がありますから、法規としての正格をもっております。地方自治法の208条には、会計年度の独立の原則というのがございます。各会計年度における歳出というの

は、その年度での歳入でもって当てるということになっております。また、210条には、総計主義の原則というのもございます。その会計年度における収入、支出はすべて予算に計上しなければならないということになっているのです。

2年前に工事をした、しないという問題ではなく、これは地方自治法違反でしょう。どういう説明をしているのか、私も少しも理解できませんが、設計にないものを工事するということはありません。設計で発注したから初めて、工事が始まるわけです。工事が終了すれば、完成、引き渡し。また、請求がでてくるわけでありますが、契約をきちんとしたものでなければ、業者は工事をするわけございませんから、実際には、支払ってないということになると、なんのために工事したのか、全然理解できません。

普通に合法性で予算をあげてくるということは、これから設計を発注して、業者が受注をして、その工事費ということで計上してのるわけです。今の説明だと、損害賠償になるのではないですか。この補正の予算書では、全然私は理解できません。この補正予算、まるきり作り替えるようなことをしてもらわない限り、これ審議ができません。議長、休憩をお願いします。

議長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後3時34分再開

議長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私の質問を再開させていただきたく思います。いろいろと話があったのですが、その中で、まだ納得できない部分がたくさんあります。契約書がない。発注先が定まっていなかったようなものを工事をしたということで、もう一度、詳細に過程をお聞きしたいと思っております。裁判所の決定がどのような格好で決定してきているのか。また、これから決定されるのか、その点はわかりませんが、詳細な説明をもう一度お願いいたします。

議長（佐藤淳君） 庶務課長。

庶務課長（黒澤真澄君） 湯井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

す。先ほど、経営管理部長の方からお話がありましたが、一番最初に私どもで入手している資料でご説明申しあげます。入手した資料の元ですが、訴えているキャノテック社からの写しということで、いただいている資料がございます。これによりますと、平成14年1月15日に公立藤岡総合病院外来センター新築工事の打ち合わせ議事録というのが入っております。これは第2回ということでございます。少なくとも、第1回目はあったかとは思いますが。聞く話によりますと、3回ほどしていたらしいということで、書類としては残っておりませんが、14年1月15日に打ち合わせがされています。それは、キャノビーム各種検討資料、そういうことで、検討がされておる。ですから、第2回目の1月14日の中では、キャノビームという機器を入れるということが業者としては契約にかわるような形で理解していったものと思われる。その一つには、契約行為にもあたるのではないかということで、弁護士から伺っております。

もう1点ですが、そういった経過の中で、当院にキャノビームが入ったわけですが、それに付随する機器も含めてですが、平成14年3月29日、13年度末になろうかと思うのですが、業務検収書ということで、この機械が入ったということで、職員が検収をしております。そういった形で、契約というのは、会議の中でも、打ち合わせが入っていた。また、入ったものについての検収をしております。

その後の経過につきましては、経営管理部長が申しましたとおり、3月ないし4月にキャノテックという会社から請求書が送られたということですが、当方ではその請求書も受けておりません。こういった中で、湯井議員さんのご指摘の本来、契約行為があつて初めて、こういったものがあるべきものなのに、契約書もないと。まさに、キャノテック社も契約書は取り交わしてない。ただ、委員会やこういった会議の中で、当然、機関決定されたものだというので、設置をしていったということでございます。

そういった形で、私どもは来ているわけですが、平成14年9月、まだ支払ってもらってないということで、キャノテックの方から連絡がございました。その後は、契約書もないということで、地方自治法の湯井議員さんがおっしゃられる、本来の契約書がないものについては支払えないということで、支払わずにきておりました。その後、訴訟ということで、キャノテック社が東京高等

裁判所に訴訟ということになりまして、平成15年8月25日、10月9日、11月6日ということで公判が続きましたが、11月6日に和解という形のものを提案されてきております。それで今回、弁護士等とも相談したなかで、和解にのろうということでの補正予算の提出という形をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤淳君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 3回目ということで、最後の質問になりますが、私何度も言うように、契約をしていないものが工事に入るということは、ほとんどあり得ない話だと思っております。それに関して、3回も職員が打ち合わせをしているということは、どういうことなのか、さっぱり意味がわかりません。普通、契約をしない工事であるならば、打ち合わせというのは工事がないから、ほとんど業者と打ち合わせをする必要はないわけですね。打ち合わせをして、検収までもしているということは、こういうことになると、職員の倫理の問題にあたるのかなと思っております。この点、すべてこの予算は認められませんが、職員の懲罰に値するようなことを職員が平気でやっているように見受けられますから、これに関して、管理者は懲罰委員会なりを開いて、きちんとする気持ちがあるのか、その点をお伺いいたします。

議長（佐藤淳君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 管理者がお答えする前に、私の方から若干、補足なり、お話をさせていただきます。概ね、経営管理部長、ならびに庶務課長がご説明申し上げたとおりでございますが、当時の経過といたしますと、やはり、書類のないものはお金が払えないということの対応のもとに、ここまできたわけでございます。それに対しまして、キャノテックの方が早くにお金が欲しいということであろうと思いますが、機械自体は設置してあるということが裏付けであります。訴訟を起こしたという経緯でございます。訴訟の結果は、お互いの和解案としましては、物が付いているということが前提で、お金を払うのが妥当であろうという経緯でございます。

また、先程来、休憩中でしたが、お話が出ていましたとおり、この651万円の消費税含むでございますが、この金額は妥当であるかどうかという話でしたが、これは先ほど庶務課長が申し上げた範囲の中で、検収印を押されている中に、金額の確認、ならびに本体価格等、金額の提示がございます。それに対しましての品物が設置された、器具が設置されたということで、検収印を押しておくわけでございます。書類が不備といいますが、基本的には書類がないということはほとんど考えられないことではございますが、現状、事務上のミス、書類がないということは、事務上のミスということであろうと私どもも判断しております。

また、あくまでも裁判所の判決、調停でございますので、これは厳粛に受け止めざるを得ませんし、また、それを拒否というのは、事務局側といたしますと、なかなかできづらいということでございますので、いろいろな過程で今までの範ちゅうの中で、目的外使用、それに絡む問題等あったわけでございますが、一連の中の最後の我々が提案している部分の一つということでございます。深いご理解をいただきまして、なんとか議決いただけることを節に要望するところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤淳君） 管理者。

管 理 者（新井利明君） 先ほど、事務当局からの説明がありましたように、病院側としては、これに対して支払うつもりはないということで、今までまいりました。そういう中で、企業側の方から訴えを起こされ、昨年11月に和解提案という形で、裁判所からのお話がございます。それについて、裁判所の支払い命令に対しましては、これは支払わざるを得ないということですが、ただ、ここに至った、先ほども、裁判になって初めて入手した資料、第2回目の会議の中に、企業の名前、病院側の立ち合った人名等もあるようでございますので、こういったことに対する調査をしっかりとやっていかなければいけないと考えております。支払い義務と調査とわけて考えていただければ、大変有り難いと思っております。

議 長（佐藤淳君） 事務局長。

事務局長(磯野義弘君) 先ほどの湯井議員の最後のご質問にございました、管理者が懲罰委員会を開くかどうかという話がございましたが、これは事務局長の私が言っているかどうかという話か、わかりませんが、我々事務局側としましても、こういった問題については、厳正に受け止め、内容のチェックはしていかなければならないだろうと考えております。従いまして、その結果を踏まえて、議会に報告するとともに、それがどのように処分、検討されていくかということは、逐次、議会に報告したいと考えております。そのようなわけがありますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長(佐藤淳君) 小屋原富子君。

議員(小屋原富子君) 内情はわかりました。しかし、勘定科目そのものが14年度に付帯した行為ですね。それは明らかですね。裁判の中で。それを15年度の補正予算で組むのはいいですが、勘定科目として、14年度の未払い金ということをはっきりしておかないと、後々何かの時に問題が起こりませんか。その辺の見解を伺っておきたいと思っております。

議長(佐藤淳君) 事務局長。

事務局長(磯野義弘君) 通常の範囲でしたら、ごせつごもっともだということだと思います。しかしながら、これを書類がないということで、我々事務局側もある部分では拒否してきたわけがございます。従って、払う意志のないものは当然未払いはたてておりません。しかしながら、あくまでも、裁判所の判決ということになれば、これはその年度で処理しなければならないと考えております。以上です。

議長(佐藤淳君) 小屋原富子君

議員(小屋原富子君) その辺のもっていき方が、今後、これを前例として、また、こういうことが、頭のいい人がいて、こういう前例があったのだから、この方法もいけるのではないかとということも

可能であるので、後々のために、これはこういうことで、こういう扱いをしたということがはっきりした形でのせていかなければ、私は納得がいかないと思います。将来的にも、ここだけ混ざった形で、要するに、建設改良工事が15年度にあたかもしたがごとく、のってしまいます。これを後でつまびやかにするということは非常に難しいと思います。ここで通してしまえば、その辺のことを、将来のことも踏まえて、それから、今後の取り扱い、確かに、管理者も以後こういうことがないように云々かんぬんとさまざまな所でご反省したり、いろいろなことをおっしゃっているけれども、書類は事実関係をきちんとしておくべきなのです。数字も明らかに。支払うなとっているわけではなくて、確かに、付設してあれば、その対価として支払うということは裁判所の方での話し合いといいながら、円満な和解にもっていったということは、ベターだと思います。しかし、その数字をこういう形でのせるのは私はいかがかと思います。その辺のことをもう一度。これで間違いないということで、そちらの方で、将来に渡って責任をとれるというお答えがあれば、賛成もしますが。

議 長（佐藤淳君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 小屋原議員のご質問でございますが、まず、第1点といたしますと、この問題は今日お願いしているのは予算ということですので。従いまして、当然、予算に対しまして決算がございます。決算の中で、支払先ならびに年度等、記載される。従って、書類にも残るということになるとと思います。

こういう問題が次起こるか云々という話ですが、我々も職員といたしまして、そういう問題に対しましては、衿をただし、言い換えれば、我々の時代に起きたものではないという逃げ口上はしたくございませんが、ある部分では、わからないということがあったことも事実です。従って、こういう問題を厳粛に受け止めて、二度とこういう問題が起きないように努力していきたいと考えております。従いまして、再度になります。書類に残す、こういうものがあるというのは当然、経緯については、裁判所からもそのもの自体の調停案はきておりますから、書類にも残っておりますし、これはあくまでも予算でありますので、決算にも当然のつてくるということでございます。従いまして、3月中に支払い義

務が発生するということを前提に、予算をお願いしているわけですが、あるいは、未払いをたてるということになるかもしれませんが、これが15年度中の決算にのるだろうという想定はしておりますが、そういうことを含めまして、きちんとした記載をして、後に残るということには、決算の段階では変わらないと思っております。

議長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 引き続きの内容で質疑をいたします。契約は口頭でも成立するのです。口頭でも成立するのです。口頭で成立した場合は、ごく親しいとか、民間同士ならそのままでもいいのかもしれませんが、こういう公の機関になれば、きちんと書面で残してなければ話にならないし、ナンセンスもいいところです。こんなことが実際にこの場で議論されること自体もおかしい。これは皆さん方も十分承知しております。

話を聞いていて、わからない部分があります。和解の調停ということですが、和解は受け入れたのですか。もう1点、先ほど、経営管理部長の方で、前議員が質問したなかで、私たちがここに来る前の話なので、その辺はわからないと言いましたが、そういうことはどういうことなのですか。管理部長、きちんと説明してください。わかるように。それから、市長は先ほど、支払いと調査は別としてほしいとおっしゃいました。それはわかります。支払いと調査、どちらを先にするのですか。この3点について。

議長（佐藤淳君） 庶務課長。

庶務課長（黒澤真澄君） 木村議員さんの一番最初の和解という件なのですが、11月6日に東京高等裁判所へ行った時に、和解の勧告、和解を勧められた。まだ、受け入れておりません。今日、承認されれば、受け入れるという形をとりたいと思っております。まだ、受け入れてはおりません。

議長（佐藤淳君） 経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 先ほどの木村議員さんの質問ですが、答弁の

中ではなく、休憩中の湯井議員さんとの話の中で、そういう流れの中で、そういう発言をしたかもしれませんが、それが不適切であれば、ここで謝罪を申し上げます。今後、気をつけます。

一つの流れの中で、異動の話からになります。先ほどの話の中にありましたように、14年7月に異動してきたわけですが、8月に請求書が来たのです。その時請求書を探したのですが、キャノテックから写しの請求書がきたのです。前任者に聞いたのですが、それがなかった。私の気持ちとすれば、つけたものであれば、支払わなければならないという気持ちがありましたが、行政手法としては、契約書や決済文がないものに関しては支払えないと言われておりますし、私もそう思っています。そのような関係で、口が滑った部分があったと思います。以上です。

議 長（佐藤淳君） 管理者。

管 理 者（新井利明君） 木村議員さんの支払いと調査のどちらを先にするのかということですが、今、裁判所からの和解提案でありまして、実際に、いつまでに支払いをとということがまだできておりません。ですから、補正を認めてもらうならば、裁判所の方からいつ支払い命令がきてもいいように体制はとっておきたい。ただ、調査につきましては、至急、調査に入っていきたいと考えております。

議 長（佐藤淳君） 木村喜徳君。

議 員（木村喜徳君） 経営管理部長ですか。そういう答弁になるのですが、きちんとした組織なのですから、責任というのは、どういう場合にはどこがきちんと持って、仕事にあたるのか、そういうことをきちんとしていない限り、組織としての存在がないわけですね、部長。そう思いませんか。そういう状態ですから、こういうことが再三繰り返していく。これからもそういう意思を持っていれば、私はこういうことが発生してくると思いますよ。ですから、今の職場、自分の立場をきちんと考える中で、責任を持って職務をしていただく。こういう気持ちを強く、特に、トップですからね。持っていただけなければ、全体としての組織はまとまっていけないと思います。私のこの質疑に対して、不満でしたら、答弁を願います。

管理者の方ですが、議会を納得させるには、調査を先にしなければ、納得できないでしょ。先に支払っておいて、調査をしました、こういう結果ですでは、順番がおかしくないですか。順番がおかしくないですか。答弁を願います。

議長（佐藤淳君） 管理者。

管理者（新井利明君） 調査はすぐ立ち上げるということでございます。ただ、支払いは、裁判所がいつの時点で、期限をいつにして支払いを命じてくるか、わからない状況でございますので、今回の補正に承認いただければ有り難いというお願いをさせてもらっています。

議長（佐藤淳君） 木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 先ほどの課長の説明の中で、和解が成立したということではないので、その辺を考慮して、支払いにはそんなに慌てなくても私はよろしいと思います。以上です。

議長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今回の件は後に置きまして、視点をかえまして、3ページの病院事業収益と病院事業の材料費の関係で、先ほど、経営管理部長の方から血液製剤を大量に購入して、材料費が1億4,700万ほどアップしているにもかかわらず、本来、材料をたくさん買って、注射なり、いろいろな処置をすれば、当然、入院の収益もあがっていいものが、残念ですが、病院自体の収益は下がってしまった。材料を1億4千万も民間で買えば、医業収入は最低でも5倍、やり方によっては7倍ぐらいに膨れ上がるのが本来のやり方だと思います。外来センターにおいては、材料費はマイナスしているにもかかわらず、実際の医業収益は、患者さんが増加して上がっている。これは、どういうことを意味するのか、詳しく説明をしていただきたいと思います。と申しますのは、血液製剤はご承知のとおり、非常に高い材料でもございます。1回の注射をすれば、最低1万8千円から2万5千円の注射代をとれると私は思います。この辺については、事務体制の方が答えればわかるとは思いますが、そうなると、仮に、高い材料を買って、患者

さんに、いわゆる骨髄性の病気、白血病、ならびに髄膜炎関係の血液の病気にかかる血液製剤でしょうから、こういったものを大量に買うからには、それだけの診療の収益が上がって然るべきなのに、それができないというのは、経営管理上、どういうことが原因なのか、まず、お答えをしていただきたいと思います。

議長（佐藤淳君） 用度施設課長補佐。

用度施設課長補佐（三浦真二君） お答えいたします。まず、材料費ですが、大きく二つにわかれておりまして、薬品費と診療材料費にわかれておりまして、薬品費に関していいますと、前年度と同額の予算計上でありましたが、先ほど、話されたとおり、数字的にいいますと、注射においては、平成14年度4月から11月においては4億5千万に対して、15年度は4月、11月は5億2千万、7200万の13%の増加がありました。要因は、血液疾患ということで、先程来から言われているとおりであります。それは全体の30%伸びております。一品目でも1,500万を超えている薬品があります。

診療材料の方ですが、ペースメーカーがありまして、前年度に比べまして、20例多く、1症例約180万くらい費用がかかります。20例多いと3,600万の増額となります。これらは医療の専門分化、要するに専門が明確になってきておりまして、当院では内科、血液内科の分野の専門医が4名おり、近郊の医院、病院からの紹介が多くなっております。また、循環器においても、ペースメーカーなのですが、こちらも倍以上増えております。

この材料費の増額なのですが、これは内科がほとんどでありまして、平成14年度の4月、10月、平成15年度の4月、10月を比べましても、3億3千万ほど、21.8%、内科だけで収益は増えております。ただし、皮膚科3,200万のマイナス、34%。眼科においても1,560万、38%マイナス。整形外科においても6,400万、約20%マイナス。そのような状況になっております。以上であります。

議長（佐藤淳君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今の説明ですと、内科はそういった血液製剤なり、

そういったものを買ったなかで収益は伸びた。他のところの入院患者の処置料をはじめとした収益のマイナスが原因だという説明でよろしいのですか。

先ほどの経営管理部長の話ですと、材料費1億4千万も増額になったほとんどの原因は、血液製剤の購入だったという話で、そうなれば、当然、高い診療単価の上がる薬を大量に購入して、患者さんに投与すれば、その利益たるものは、3倍、4倍、そういうふうにはね上がれば、十分、医療入院収益に貢献するはずなのにもかかわらず、実はマイナスしている。

私がいいたいのは、無駄をしているのではないかということです。部長。高い薬を買って患者さんに投与しているにもかかわらず、これが医業収入に反映してこないのは、どこに原因があるのですかと聞いているのです。つまり、経営管理がうまくいってないのではないか。先ほどのいろいろな紹介もきています。おそらく、緊急の患者さんが出たのでしょう。だから、緊急にこの薬品を買わなければ、生死に関わる重大なことがあったのだと思いますよ。しかしながら、そういったものをきちんと投与し管理し、それを医業収益に反映していくからには、それなりの請求関係をきちんとしておかなければ、みんな削られてきてしまうのです。この辺が、ここにいらっしゃる経営関係の方たちにちっとも反映されてこない、わからない。今の係長さんの説明では、ある程度、内容を知る者にとっては、病院の経営自体が非常にうまくいかないということを示しているというふうにしか、私は捉えられないのです。その辺を部長、わかっていただいて、答弁をしていただければ。やってしまったものは仕方ないのですが、どうしたら医業収益がきちんと材料やこういった経費に見合うものにあげてくるのか、この辺を答弁をしていただいて、これは終わりにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤淳君） 医事課長。

医事課長（神保伸好君） ただ今の茂木議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。ご指摘の件は、たぶん、レセプトに絡む作成の問題かなと思います。ご存知のとおり、当病院で診察をいたしました診療録に基づきまして、レセプトが作成されるわけでございます。そのレセプトは病院においては職員、および一部委託業者がありますが、そのなかで、審査機関に提出されたレセプ

トが適用外とか、過度診療とか、点数表に合致しなかったということで、減点または返戻という分がございます。これらの部分につきまして、今後、ドクター側の診療部、ならびに、レセプトを作る我々事務方、それから、委託業者の日本医療事務センターと交えまして、レセプトの精度アップの委員会を立ち上げることを検討してみたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。病院長。

病 院 長（鈴木忠君） 茂木議員さんにお答えいたします。先ほど、説明がございましたが、一部補足をしたいと思います。確かに、材料費、その中で、今年度、平成15年はペースメーカーを30台、人工ペースメーカーのうえこみを予定しておりましたが、20台に増えたということです。15年においては、50台、人工ペースメーカーのうえこみが行われました。ペースメーカーは非常に高額な医療機器であります。医療材料でありますので、それが材料費をあげたということになります。

それから、血液製剤。その使用量が多くなったということが材料費のアップにつながっています。そして、内科においては、それに見合って、診療収益が上がっているかということですが、診療稼働額は先ほどの説明のように、内科が一番増加しております。全体を平均しますと、診療稼働額は昨年度、平成14年度に比べて、現在まで、累計で調べますと、113%の診療稼働額の増加であります。そして、材料費がどれだけアップしているかといいますと、ほぼそれに同等、補正で増加の部分というのは、ほぼ相当する額に相当しているかと思えます。

減点に関して、支払金等、保険者が厳しく査定されます。そして、請求したものに対して、減額されてしまうのが実情であります。それに対して、医事課を中心に徹底して取り組んでおります。昨年の減点は、1カ月あたり170万ぐらいの減点が平均にございました。今年は100万以内におさえている。そういう面でも、かなり改善してきているかと思えます。適正なレセプト請求を行って、そして、いかに、減点等を少なくしていくかということが当院に求められていることと思えます。その点、適切な診療請求をミスのないように努めているのが現状。それを最大の目標にし

てやっているのが現状であります。以上であります。

議 長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。

議 長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時27分再開

議 長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（佐藤淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、
質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いた
します。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた
します。これより採決いたします。議案第5号、平成15年度多
野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）に
ついて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤淳君） 起立少数であります。よって、議案第5号は、否決
されました。

第9 議案第6号

議 長（佐藤淳君） 日程第9、議案第6号、平成16年度多野藤岡医療
事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。管理者。

管 理 者（新井利明君） 平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院
事業会計予算について、提案理由の説明を申しあげます。平成1
6年度の診療報酬改定においては、薬価など全体で1%の引き下
げになる見込みであり、医療を取り巻く環境は大変厳しい状況下
であります。このような状況のなか、病院においては、急性期病

院の役割を果たすため、24時間体制の救急医療をさらに充実し、地域の医療機関との機能分担と連携を図りつつ、地域の中核病院として、より一層信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

また、平成16年度は、手術棟増改築工事の建設改良費を計上させていただきました。これは病院の心臓部である手術室の機能を停止させることなく、24時間の受け入れ体制を確保するための増改築事業であります。

附属外来センターにおいては、さらなる診療体制の充実を目標とし、患者数の増加に対応すべく、特に、医師の確保に務めてまいります。また、検診事業については、各事業所からのさまざまな検診事業の受け入れを検討し、個別メニューを作成し、利用者の増加を図っていきたいと思っております。

いづれにいたしましても、依然として厳しい状況ではありますが、職員一丸となり、一層の経営改善を目指し、地域住民の皆様方に良質な医療サービスを提供できるよう、努力いたします。

平成16年度予算については、病院事業会計を第1款、病院事業、第2款、附属外来センター事業、第3款、訪問看護事業として、計上させていただきました。以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明いたしますので、よろしくご願ひいたします。

議 長（佐藤淳君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算の詳細について、ご説明申し上げます。第2条、業務の予定量ですが、年間予定患者数としまして、公立藤岡総合病院は病床数が391床で、1日平均入院患者数361人、年間延べ患者数13万1765人。外来におきましては、1日平均患者数99人です。年間延べ患者数で3万5983人を予定するものであります。稼働日数は365日です。緊急患者数ですが、2万6280人。透析においては、年間稼働日数313日で、透析患者数が9703人です。

附属外来センターでは、稼働日数として、294日。1日平均

患者数770人、年間延べ患者数22万6380人を予定するものであります。訪問看護事業では、年間延べ利用者数4500人を予定するものであります。

第3条は収益的収入および支出の予定額であります。第1款、病院事業収益では、67億5006万1千円で、その内訳としまして、医療収益が97.6%の65億9066万6千円です。医療外収益といたしまして、1億5888万5千円。特別利益51万円でございます。第2款の附属外来センター事業収益では、18億6585万6千円で、その内訳といたしまして、医業収益で95.4%の17億7965万円。医業外収益といたしまして、8619万1千円。特別利益で1万5千円でございます。第3款の訪問看護事業収益では、4559万9千円で、その内訳としまして、事業収益が99.7%の4547万9千円です。事業外収益といたしまして、12万円でございます。

次に、費用について申し上げます。第1款、病院事業費用ですが、71億4692万2千円です。その内訳としましては、医業費用で68億5154万3千円、医業外費用で2億8987万7千円、特別損失で500万2千円、予備費で50万円でございます。医業費用の主なものは、給与費が54.0%、材料費が28.4%、経費で12.7%を占めております。

第2款の附属外来センターの事業費用では、23億7175万1千円です。その内訳ですが、医業費用で22億2993万3千円、医業外費用で1億4131万7千円、特別損失で1千円、予備費で50万円であります。医業費用の主なものですが、給与費が38.3%、材料費が17.0%、経費で30.4%を占めております。

第3款の訪問看護事業費用ですが、4279万9千円です。その内訳としまして、事業費用で4261万7千円、事業外費用で8万2千円、予備費で10万円でございます。事業費用の主なものですが、給与費が84.8%を占めております。

第4条は資本的収入および支出ですが、第1款、公立藤岡総合病院では、資本的収入額7億1582万3千円で、その内訳としまして、企業債の償還、元金分の市町村負担金で1億6582万3千円、手術棟の増改築工事にかかる企業債の借入金で、5億5千万円であります。資本的支出は、7億9873万6千円で、その内訳としまして、建設改良費で手術棟の増改築工事費としまし

て、それに伴います医療器具の購入費であります。5億5千万円です。企業債償還元金分で2億4873万6千円でございます。

第2款、附属外来センターでは、資本的収入、1億1666万6千円で、すべて企業債の償還の元金分でございます。これは市町村の負担金でございます。資本的支出額ですが、1億7499万9千円で、すべて企業債償還元金分でございます。

平成16年度病院事業会計といたしまして、公立藤岡総合病院では、3億9686万1千円の赤字予算であります。附属外来センターでは、5億589万5千円の赤字予算となっております。訪問看護ステーションでは、280万円の黒字予算です。合わせまして、8億9995万6千円の純損失を計上いたしております。医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況ですが、地域住民の皆様にも良質な医療を提供できるよう、職員一丸となり、経営改善を目指すものであります。以上、説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（佐藤淳君） これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議 員（冬木一俊君） 議案第6号、平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、質疑を行います。1ページからの予算書を見ると、病院、外来センターともに赤字予算が組み込まれております。赤字予算を議会に提出する場合は、少なくとも赤字解消のための再建整備計画書を予算書に添付して、議会の承認を得ることが公営企業法にうたわれていると思いますが、なぜ、提出しないのか、お伺いします。

議 長（佐藤淳君） 執行部は速やかに答弁をするように、注意いたします。

議 長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時42分再開

議 長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君） ただ今の冬木議員さんのご質問にお答えさせ

ていただきます。ご質問の趣旨につきましては、当然、外来センターにおいても、病院事業においても、赤字の予算ということでございまして、これにつきましては、地方公営企業法の予算第24条に、読まさせていただきますが、業務量の増加により、地方公営企業の業務のため、直接必要な経費に不足を生じるといった場合に該当するかと思われませんが、それにつきましては、当組合の管理者に報告をあげ、管理者の方が、同一でございまして、地方公共団体の長においては、次の会議において、議会に報告をすることと、うたわれております。

今回の議案につきましては、そういうことで、赤字解消計画が一つの問題になるのですが、収支の均衡を回復するように務めたいと思っておりますが、今回、解消計画につきましては、そういったことで添付してございません。以上でございます。

議長（佐藤淳君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 全然わからないような答弁だったのですが、基本的に、病院経営が大変だというのは私も十分理解をしております。ただ、予算議会でございますので、公営企業法に則って、予算書を添付して、議会に提出していただきましたかったという気持ちが強いもので、こういう質問を求めたわけでございますので、今後については、そのようにやっていただけるものと私は確信しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、1ページ第2条の業務の予定についてであります。これは公立藤岡総合病院ならびに附属外来センターの経営の根幹であると私は認識しておりますので、お伺いいたします。

まず、病院の部分についてであります。全国的に平均在院日数の短縮が兆類になっているようですが、当院の平均在院日数は何日ですか。そして、在院日数の短縮に向けて、どんな努力をしているのか、お伺いいたします。

次に、外来センターについてであります。医業収益に対する給与費の割合は48.1%で、全国の黒字病院の平均値よりもすばらしい数値を示しております。しかし、残念ながら、経費は、先ほど説明がございましたが、38%、減価償却費は17%を示しており、全国平均値を大幅に上回っております。これを解消するためには、外来収益を大幅に上げる以外に方法はありません。

予算書では、外来 1 日平均患者数 770 人の計算で収入をみておりますが、収支のバランスをみてみますと、平均患者数がだいぶ少ないような気がいたします。このままでいけば、言いづらい話ですが、何年かかっても赤字を解消することは不可能であると私は認識しております。4 年後には、建物の企業債の元金償還の 3 分の 1 を負担することになりますが、その財源はどこから捻出するのでしょうか。このまま赤字が続けば、補填財源はありませんよ。少なくとも、1 日平均患者数を 1000 人確保しないと、採算はとれないと私は思いますが、いかがでしょうか。安定した経営基盤を確立するためには、平成 16 年度の予算はもっとも重要な年度になりますが、院長、ならびに、外来センター長の所見をお伺いいたします。

議 長（佐藤淳君） 医事課長。

医事課長（神保伸好君） 冬木議員さんの在院日数につきまして、お答えさせていただきます。平成 15 年度でございますが、4 月から順次、平均在院日数を申しあげたいと思います。4 月が 16 . 1 日、5 月が 16 . 8 日、6 月が 16 . 8 日、7 月が 16 . 5 日、8 月 17 . 0 日、9 月 16 . 0 日、10 月 15 . 9 日、11 月 15 . 4 日、12 月 15 . 6 日、1 月 16 . 7 日ということになっております。

在院日数の短縮でございますが、私地域連携室長を仰せつかっておりまして、私どものところにおります医療相談員 2 名いるのですが、地域の病院や診療所、その他の施設等と連絡、連携をとりまして、当院で治療を終えた患者様につきましては、そちらに転院なり移動していただくという段取りで進めてございます。以上でございます。

議 長（佐藤淳君） 病院長。

病 院 長（鈴木忠君） 冬木議員のご質問にお答えいたします。先ほど、病院の方がどのような今後の対応策をしていくのか。これは、病院の機能分化ということで、いかに急性期病院として、効率のいい運営をしていくかということに尽きるかと思えます。一つとして、ベッドの効率化ということでは、在院日数を短くするということ

であります。平均在院日数は16.3日でございます。

それから、地域医療機関と連携をしないと、急性期を終えた患者さんが転院するということが、これは地域の医療機関と、地域医療連携室を機能アップして、そして、転院、あるいは、在宅支援、そういう取り組みをしているところであります。この辺に関しては、当地域の医師会とも、地域医療機能分化推進事業の一環で、当院に求められているのは、在院日数をより短くすることと、それから、紹介率をあげるということ。幸いに、現在、紹介率は、一般的な計算でいきますと、38.6%ぐらい平均現在っております。

もう一つは、在院日数が短くなりますと、1人あたり1日あたりの診療単価があがってくることに繋がります。そして、これをいかに高めるか。これは在院日数とリンクして出てくるものであります。現在、病院においては、ほぼ4万3千円代。1人1日あたりの診療稼働額ということでは。これは県内においても、自治体病院、同じ基盤の病院と比較しましても、当院はトップクラスをいっておりますが、さらに、より高めていく努力をしていきたいと思っております。

そういうなかで、当院は、診療稼働の主体がやはり内科系であるのが現状であります。これは手術棟改修とも関係していくことになっていきますが、やはり、外科部門はもう少し機能アップできる余地を残しております。現在、1年間における手術件数は2千件でございます。同じ背景の病院でいきますと、だいたい3千件近くの外科手術を行っているのが現状であります。今回の手術棟の改修ということは、それらにも対応できるような整備をしていくということで、そして、外科系部門の手術件数等が上がっていくことによって、より効率的な、経営的には効率的な運営ができていくかと思っております。

これはあくまでも、地域医療機関との連携がうまくいってこそ成り立つものでありますので、当院が求めているのは、自己完結型の医療ではなくて、地域完結型の医療ということで、進めていっているわけです。そういう取り組みをしているのが現状であります。

現在のところ、非常に経営の内容、数字で出てくるのは非常に厳しい。本当に重大な状況になっていることは重々自覚しております。しかし、少なくとも今実績はあがりつつある。ただ、やはり、累積に赤字は重なっていつてしまっているのは現状であるのですが、これは一気に回収するような方法はありません。その辺は、今後、経

営意識を職員一人ひとり持って、経費削減等、収益を上げるということだけでなく、出費を減らすというところを取り組んでいかなければならないと考えている次第であります。以上です。

議 長（佐藤淳君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯佑君） 冬木議員さんの質問にお答えしたいと思います。外来センター、おかげさまで、当初、当年の予算に比べれば、若干のいい数字を残すことはできましたが、これはただ、全地域からの予想以上に増加があったということがあります。特に、埼玉県北部、医療圏外からの患者さんの増がみられまして、予想外の若干の増加があったと理解しております。

ただ、この数は正直、全体の医療圏の状況、病院のおかれた立場を考えますと、極めて不十分な数でして、安定的な経営を考えますと、まだまだ不十分であるということは理解しております。今後の体制としましてですが、今、1日1千人が必要であろうというご指摘がございました。確かに、そのとおりだと思っております。しかし、これは若干、数のマジックになるかもしれませんが、現在、週6日で計算、半日を1日として計算しております。ですから、現在の計算で、1日750という数は本来、時間で計算しますと、1日900人に相当します。ですから、もし1日1千人の患者さんがみえるということは、現在の計算で1千人いらっしゃるということは、時間で計算した数ですと、1200人に相当します。我々としましては、少なくとも1日900人を目標に当面考えております。現在の患者数の数から計算しますと、だいたい1日100人増えますと、医療収入は約2億円あまり増えます。そういう状況で5億あまりの予算ということになりますと、当然、1日あたり200数十人の増加が必要ということになりますと、議員さんの言われているとおりだと思います。

ただ、一番残念なことに外来センターの機能を考えますと、いかに充実した診療体制をつくるかということに尽きると思います。当然、医療の診療のレベルを上げる、サービスをあげるということは、基本中の基本ですが、それをやるためには、優秀なかつ十分な医師を中心とした医療体制をつくるということにつきます。これはまた言い訳になりますが、現在、全国研修の制度の導入になりまして、大学をはじめ、各医療機関で医師の欠員に非常に苦

劣しております。当院におきまして、その傾向が今年、来年とないわけではありません。いかにして、そういった体制を整えていくかということが我々にとって当面の課題であると理解しております。いずれにしろ、病院と同じように、外来だけで安定した経営をやるということをご2、3年のうちやっていくと、極めて困難な状況ですが、極力今言ったことを配慮しながら、職員一同、無駄を省きながらしていきたいとそう思っております。

議 長（佐藤淳君） 冬木一俊君。

議 員（冬木一俊君） 詳しい答弁をありがとうございました。外来センターの田中先生におかれましては、予算書に770人ということで載ってきているわけですから、数字のマジック云々というお話でしたが、これが1千人になるように努力をしていただきたいと思います。

最後の質問でございます。5ページの企業債の中で、先ほど、経営管理部長の方から説明がありましたように、手術棟の増改築事業というものがあります。限度額、増改築事業につきましては、4億5千万ということでございますが、その点について、1点お聞かせください。

この施設は老朽化等をやむを得ない工事であり、また、必要不可欠であると私自身は認識をしております。そこで、管理者にお伺いいたしますが、工事の発注については、当然、当組合を構成する市町村を中心に、県の経営審査事項を明確な基準にして、公平公正な指名競争入札で工事を施工すると私自身考えますが、管理者の所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

議 長（佐藤淳君） 管理者。

管 理 者（新井利明君） 私もそのように考えております。

議 長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。湯井廣志君。

議 員（湯井廣志君） まず、議案6の1ページからやらせていただきます。第2条の業務量、病床数が391床で、1日の平均患者数は361ということで、30床の差がございます。入院患者が少な

いということは、住民がそれだけ健康だということで、喜ぶべきことだと思いますが、しかし、ベッドの数30床利用されていないということは、設備は遊休化しているものと私は考えております。つまり、第1点として伺いたいのは、看護婦、看護師、こういう人員配置。これは何を基準として、配置をしているのか。つまり、391のベッド数に対応した数を確保しているのか、現実の入院患者に対応した数であるのか、そこをお示し願います。

2点目としては、現在のベッド数391床を維持継続するのかどうかの問題でございますが、1日の平均患者数が361人ということは、ここ1、2年の現象なのか、数年来恒常的なものであるのかどうか、将来、これが減ると思われるということになりますと、これに十分。増えるということならば、十分対応できる準備をしておかなければなりません。減るということになれば、30床のベッドが空いているならば、過剰な背景は経費をかけていることになりますので、ベッド数の減少ということも考えるべきかと思いますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

その次に、4ページの3条予算の関係でお伺いいたします。1款の病院事業収益の1項の医業収益。この一目の入院収益。各項目で収益とっておりますが、医業収益について、おたずねいたします。

第1点ですが、入院収益と外来収益。病院合わせますと、前年対比で1億4千万ほど増額計上をしておりますが、病院経営というのは、毎年苦しい経営を余儀なくされて、累積欠損金は先ほどみたように20億近く計上されております。この各自治体の経営する病院は赤字経営であるところから、この当病院だけが多額の欠損金を抱えていることはやむを得ないことだと思えますが、1億4千万、これだけの収入増を見込んでおりますが、医療費の改定がされていない現段階、また、外来は増えているものの、入院患者は年間5千人以上も減っております。また、市内のあちらこちらで新しい病院が建設されております。この現段階において、1億4千万の増額を計上した根拠は何であるのか、お伺いいたします。

また、第2点として、1億4千万の増額は予算対比の増でございますので、後35日足らずで3月31日を迎え、現年度が終了するわけでございますが、決算見込みとして医業収益で予定している額と、この予算に計上された医業収益の数字の対比について、

どのようになっているのか、お伺いいたします。

また、次に、1日の患者数が361人。外来が両方で861人と予定されておりますが、前年度の2月末の現在における1日平均患者数と比較して、この数字はどのようになっているのか。増えているならば、増を見込んだ根拠。減っているならば、その理由をお示しいただきたいと思っております。この3点、この場所でお伺いいたします。

その次に、5ページでございますが、支出の方で、1款の病院事業費用の1項の医業費用、1目の給与費。これに関して、お伺いいたします。経営を健全化するためにまず、着目しなければならないのは給与費、人件費だと思っております。第1点として、現在、資料を見ますと、医療技術員が84人おりますが、84人という技術員は絶対必要な人員であるのかどうか。例えば、検査業務を他に委託するならば、検査技師の減員も可能ではないかと考えますが、委託することに要する経費と、委託しないで現状のまま運営していく場合、この比較計算をしたことがあるのかどうか。あるとすれば、その結果について、お示しいただきたい。なお、比較計算する場合、検査技師の人件費ばかりではなくて、検査に要する器具機材、検査材料等も含めた数字で検討されているものをお示しいただきたい。

次に、労務員38人分の人件費が計上されておりますが、これもパートにするとか、委託するとかによって、経費の節減が図れると考えます。この点について、検討されているのかどうか。検討したとすれば、その結果がどうであったのか。また、3点目として、当病院はかなり苦しい経営状況だと考えます。企業経営であるからには、企業として物事を考えていただきたいと考えます。現在、3カ所の給与費を合算しますと、約46億円に及んでおります。1割カットしただけでも、4億6千万減らすことができるわけであります。企業なら、これだけの赤字を背負っているならば、このぐらい当たり前のことだと考えています。この経営を考えて、職員自ら血を流そうという考えはないのか。その点をお伺いしまして、1回目の質問といたします。

議 長（佐藤淳君） 企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君） 湯井議員さんの質問、だいぶあったのであれ

なのですが、まず、第1点につきましては、361床、感染を入れて395床ございますが、そのうちの361床の稼働予算であるというなかで、看護師等の人員の配置はどうなっているのかというご質問だと思います。それにつきましては、当然、保健医療機関でございますので、入院基本量といった施設基準がございます。それに従いまして、日勤、夜勤を合わせまして、入院患者2人に対して、1人以上の看護職の配置ということで、ベッド数に全体の391床というところで患者数を捉えております。まず、第1点につきましては、そういうことでございます。

続きまして、2番目で30床の差という質問につきましては、常々100%稼働はなかなか難しいというのが一つの状態としてございます。といいますのは、395床のうちの4床は感染症でございまして、391。391の内訳でございますが、未熟児で12床ございます。それがすべてうまるとは通常なかなか維持は難しいところでございます。さらに、HCUといいますか、救急対応のベッドも10床ありまして、さらに、オーバーナイト、救急の対応でございますが、その患者さん専用のベッドも9床ございます。それらは常時満床ということはございませんで、救急用にあけておく。いつでも使用できるような体制を確立している関係上、すべて100%埋まっている状態の維持はなかなか難しいという状況でございます。

続きまして、361床が恒常的かどうかという問題かと思われませんが、それにつきましては、15年度の実績でいきますと、345床になっております。それが補正の方でも計上させていただきましたが、89%の稼働で考えております。

続きまして、ベッド数の減少につきましてですが、これは改修工事に絡みまして、現在の365床の確保をしておりますが、391床、これについては減少は考えてございません。

議 長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時13分再開

議 長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。庶務課長。

庶務課長（黒澤眞澄君） 湯井議員さんの給与費の関係で、検査の人員、こちらの方を委託検討されたことはあるかという関係でございます

が、一応、検査関係につきまして、シュミレーションまではして
おりません。栄養関係では委託化ということを検討させていただきました。
ただ、シュミレーションまではいっておりませんが、現行の人数の中で職員を配置替えとか、そういう形をと
っていかざるを得ない中で、委託ができるとすれば、手当の問題、
福利厚生費の問題、こういったものが減額できるのではないかと。そういう面では、金額的なもので数字は出せませんが、手当、ま
た、福利厚生費などで30から40%ぐらいは経費の節減にな
ってくるのではないかと。ただ、いっぺんに委託といった時に、職員
の配置替えの問題、この辺が悩んでいるところです。シュミレ
ーションは現在、しておりませんので、今回のご指摘を踏まえて、
そういった医療技術系の方のシュミレーション的なものを出して
いきたいとは思います。以上です。

議 長（佐藤淳君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 何点かご質問があったようなのですが、細かく記
憶がありませんので、トータル的にお話をさせていただきます。記
憶にある部分、検査室の減員の意向があるかどうかに関しまして
は、庶務課長からお話がありましたが、現職の配置替え。ただ、
配置替えではトータルで職員数が減るわけではありませんから、
給与費には目に見えた影響は出てこないわけです。従って、アウト
ソーシングをどういう形の中でやっていくか。それができる部
署はどこか。この辺を前々から検討には入っております。しかし
ながら、現職の職員である者を定年退職であるならば、スムーズ
に減員は可能だろうと思いますが、職員である以上は簡単に減員
していくということではできません。現状の中では、工夫という形
の中でやらざるを得ない。ですから、現有の職員の増は抑えてい
くというのは、必要なことだと考えております。

それから、企業の経営というものに関して、厳しくみていけ
というご指摘だと思いますが、この現在の藤岡総合病院のおかれて
いる立場、地域中核病院として、いかなる使命のもとにこの病院
があるかというのが最大限のところだと思うわけですが、形振り
構わず、終始黒字をもっていけというご指示であるならば、それ
はそれで医療の水準の低下はやむを得ないということになると思
います。従って、こういう病院である以上、外来センターにお

いては、高機能病院をうたい文句にこの病院が外来センターが造られておるわけでございます。従って、高度な機械の購入がなされているわけでございますので、この機械による採算というのは、非常に難しいものがある。当然、減価償却もついてくる。というはんちゅうの中で、今後、高度な機械はやめにするのかというものも出てきます。しかしながら、多野藤岡地区の中核を担う病院として、ある程度というとおかしいですが、やはり、よその病院へ転院させなくても、今の藤岡総合病院でくい止められる医療というのが最大の目的だろうと思うわけです。従って、医療の水準によりまして、お金のかかり方が大幅に違うわけなのです。

ですから、この辺、ご理解いただきたいと思うのは、やはり、基本的な収支ベースというのは、患者さんの数。これは否めない事実であります。それにかかる投資したものを回収できるだけの患者数がきていただけるかどうかということにつながると思うのです。基本的には、あくまでも患者数ということになろうと思います。しかしながら、その中で、この病院も急速に大きくなりましたので、そういう意味の対応といえますか、先ほど、湯井議員さんの方でベッド数の関係、あるいは、看護師の人数の関係、そういう諸々の質問があったのですが、やはり、効率のいい運営がしづらい状況にあるということは事実であります。その中で、現状もうこういう状況におかれているわけですから、この中で、どういうふうに取り組んでいくのが我々の最大のテーマであるし、課題であると思うわけです。そのなかで、基本的には患者さんであります、無駄を省いていく。

外来センターの予算を見ていただきますと、給与費が48%代に落ちています。これは懸命に患者数に応じた職員数でいいということで、無駄を省く。外来センターも病院ですし、入院棟も病院ですから、共倒れをしたくないということで、両方で職員の軽減化を図っていく。その分、入院棟の方が55%いっています。外来センターの分を入院棟で引き受けるという部分もあります。それには今後、入院棟をどうしていくかといえますと、先ほど、院長から答弁がございましたように、急性期という課題の中で、効率のいい運営をしていきませんと、採算ペースにはのらない。非常に難しいところにきているわけでございます。

当初はある部分では大ざっぱな予算組みという状況の中に1年で14億という赤字が出ました。2年目で先ほど否決されました

が、補正予算の中では9億、16年度においては、本来でしたら、医療点数の改定がなければ、もう少し落ちてくるだろうという予測はしておりましたが、点数の改正というのがもろに響いてきます。ですから、地域の患者さんにとっては、安い方がいい。かといって、病院としてもそこその点数がなければ運営していけない。非常に難しいところにあるわけでございます。従って、中核病院の使命ということで、いろいろな意味で難しさがあるということをご理解いただければと思うわけであります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤淳君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私の方もこの経営を赤字経営ということで、この自治体の病院も同じような状況にあるということで、理解はしております。しかし、私が質問をしたのは、4ページを見てもわかるように、1億4千万を増額計上した根拠を聞いたわけで、先ほどの説明ではかなり乏しいように感じております。予算に計上された額の収入を確保するということは、当然、至難の技だろうと想定されます。とするならば、また同じような欠損金がますます累増することは明らかでございます。この解消について、このままずるずるしていくのか、あるいは、根本的な対策をとろうとお考えになっているのか、この点をもう一度お示しいただきたいと思っております。

それから、給与費の関係でございますが、今、藤岡市に準じて給与をいただいているわけでございます。検査を委託したとしても、病院経営には支障はないと考えております。この検査業務を委託することについて、病院の姿勢というのは、かなり消極的であるように私は感じております。経営を改善するために、自ら血を流すことを覚悟しなければならないと思っております。委託、または給与カットすることについて、検討する意志があるのかどうか、再度お聞きいたします。

議長（佐藤淳君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 経営方針として、給与カットという問題がございますが、現状では非常に難しい問題だと考えております。ともう

しますのは、まずは、事務職だけではない。ドクター、看護師が大半である。ここで給与費をカットすることによって、ドクターの定着率が落ちたということになりますと、大変危険な状況に陥ると私自身は考えております。従って、ある時点では、結論する時期があるかもしれません。ないことを避けたいと考えています。しかしながら、現状では、ぜひ、その辺のことはご理解いただきたいと思っております。

議長（佐藤淳君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 納得できませんが、よろしくお願いいいたします。13ページの予定貸借対照表の2の流動資産の(2)の未収金のイの医業未収金、これが14億2118万6千円ですか、先ほど、15年度、7ページの貸借対照表でも質問いたしましたが、16年度を見ますと、平成15年度に比べて2億も減っております。これは、おそらく16年度の未収金がまた補正で2億増額されて、16億になるのかなというような、数字のマジックをしているようにしか、私には見受けられません。本当に徴収する気があるのかどうか。これを管理者に伺います。また、未収金をこのままにしておくわけにはいきませんので、3月31日にはこの未収金が10億にするのをこのまま、10億にするぐらいの気持ちを持って、ノルマを与えて、10億にできなければ、あんたの給与をカットするぐらいの意気込みを持ってやっていただきたいと考えております。

14ページに入らせていただきます。負債の部の14ページの流動負債の(2)の一時借入金、これが11億5千万。前年が9億5千万ということで、2億円ほど増えておりますが、この一時借入金の理由をお伺いいたします。それから、資本の部の6の剰余金の(2)の利益剰余金の繰越欠損金の年度末残高、これが19億8639万3千円。当年度の純損失が8億9995万6千円。合わせると28億8634万9千円。実に3年で29億円の欠損金が発生しております。これは前回の決算でも質問いたしましたが、欠損金というのは雪だるま式にどんどんふくらんでいくのが現状であります。この欠損金を出さないように、また、減らすような根本的な強力な対策をこうじない限り、ますます増えるものと考えております。先ほど院長が話された2008年、4年後に

黒字化にするというのであれば、どのようにして黒字にするのか。口では何とでも言えますから、議員や市民が納得できるような具体策、院長の決意をお伺いいたします。

続きまして、20ページをお願いいたします。1款、病院事業費用の1項の医業費用の中の2目の材料費、この中の医薬品について、お伺いいたします。前年が10億4458万2千円、今回、16年度が11億7千万。1億2500万増額しておりますが、医業費用と医薬品の関係について、お伺いいたします。先ほど、私はお話をしましたが、15年度の医業収益の予定というのは、病院で82億3千万、これに対して、16年度が83億7千万ということで、1億4千万増額されておりますが、この収入の増加に取り組もうという意欲は高く評価いたしますが、医薬品については、前年度対比で、1億2500万も増えております。医業収益のほぼ同額が薬代として消えております。これは収入が増えたことにはなりません。医薬品が増になる理由をお示しいただきたい。

次に、予定貸借対照表によりますと、貯蔵品の薬というのは、年度末に6580万、これだけになっておりますが、この貯蔵品がまったくなくなるとはあり得ないのでありますが、あまりに多すぎることは、近隣の負担にも影響するので少ないことは望ましいのは当然でございます。貯蔵品6580万、これだけ出ると予定されるのであれば、薬品代を前年度対比で1億2500万も増額する必要はないのかと私は考えております。この点、いかがお考えか。

次に、例えば、80億の医業収益を上げるには、医業費用の適正率は80%であるとか、材料費は何%であるとか、というような適正率があると思います。全国的な基準をお伺いしたいと思っております。以上、この場所で3点をお伺いいたします。

21ページでございますが、医業費用の食料費について、お伺いいたします。1款、病院事業費用の中の1目の医療費用の3目の経費の中の食料費254万円。医業費用の食料費について、お聞きいたしますが、病院会計というのは毎年赤字で終わっておりますが、極力経費というのは削減しなければならないと思っております。食料費の関係で、病院で354万円計上されております。院内の会議にお茶菓子が必要であるとは理解できませんし、また、病院にどれだけの来客があって、これだけの食料費が出るのか、

まさか、セールスマンにまでお昼を出しているわけにはまいりませんので、院長交際費というのが病院で100万も計上されておりますが、この食料費から支出するということは、これだけの額を支出するということは、具体的な根拠に乏しいと思っております。この積算根拠。また、過去3年間にのぼる実績をお伺いいたします。

それから、下の方に委託料がございます。3億4千万、これだけの委託費用をみております。全体を言っていたのでは時間がかかりますから、清掃とゴミの処理の関係で、お伺いいたします。病院で外来も3800万のゴミ処理の委託がみてありますが、病院でゴミ処理の委託が1億計上されておりますが、地方自治法の2条で、最小の経費で最大の効果ということで、当然、ゴミ処理に関しても、一般競争入札なり、指名競争入札をして、当然、業者を選定していると思っております。このゴミ処理の関係を詳しくお伺いいたしまして、私の最後の質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時47分再開

議長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君） 湯井議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、未収金の14億の関係でございます。計上させていただいております医業未収金、14億2077万2千円。この内訳でございます。やはり、15年度に報告させていただいた形と同様でございますが、入院棟の方で11億7717万6千円。外来センターにおいて2億3687万6千円。訪問看護ステーション事業において713万4千円という内訳でございます。

その細目でございますが、保険診療の国保、社保の入院、先の話になりますが、2、3月分の想定数字と外来分の想定、さらには、窓口の1カ月分ということでございまして、それに加算しますに、通常未収、計上していながら徴収できない部分ですね。加年度分。前回は報告させていただきましたが、その部分がございます。さらには、事故労災、その他につい

での未収の想定積み上げでございます。

ただし、先ほど、申しあげませんでした、単純に窓口の未収分でございますが、これについては、未収計上はいたしておりますが、実際の手続き上、会計上は未収計上しておりますが、分割納入をしていただいている部分もかなりその中にはございます。分割がすべて100%完納いたしませんと、未収金の部分は落とせませんので、つまり、実際、ここに計上させていただいておる数字はあるのですが、そのうちの単純に2、3千万ぐらいの分については、分割納入の手続きを行っていただいて、例えば、1カ月に1万円ですとか、そういった払い方をしていただいているケースも多々ございます。

その未収金の回収につきましては、先程来、医事課長の方からご説明申しあげましたが、通常、月2回、未収リストを作成しております。支払いについては、外来センターであっても、24時間稼働しております入院棟の方でも、支払いが可能なようなシステムを構築しております。さらには、端末に患者さんの画面に未収があるよというコメントを登録してございます。さらに、未収の打ち出しリストにおいて、だいたい2週間後ぐらいに封書で納入通知書を発送してございます。さらに、納入期限を過ぎても、お支払いに来ていただいている場合につきましては、催告書を発送させていただいております。さらには、個別に電話の督促ですとか、支払い能力に問題がある部分については、事情をお聞きしてということをしていただいております。

続きまして、14ページの一時借入金でございますが、この内訳は外来センターで6億円、15年度で3億5千、16年度の予算で2億円。その合計でございます。

議 長（佐藤淳君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 未収金について、少しわかりにくかったらと思うのですが、あくまでも、これは来年の3月31日を想定した未収金になります。その時点で、診療報酬2カ月分、それから、窓口分と企画課長が申しあげましたが、これは月末で入院している患者さんの請求書が出ます。そういうものをすべて計上したものが未収金ということで、計上されておりますので、よろしくお

願いいたします。

議長（佐藤淳君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 湯井議員のご質問に一部、お答えいたします。5年を目途に、バランスをそろえた経営を目指していくということで、私答えたことがございます。これは来年の末を迎えますと、28億というマイナスになる。これに対して、どのようにしていくかと。まず、当面は単年度でバランスのとれた収支にしていこうということを目指して、今、5年計画でシュミレーションを立てているところであります。そのところは、まだ、議員さんの皆さん方にお示しできるレベルまではいっておりません。現在、つかんでいるなかでは、非常に厳しいということであります。これは並大抵ではないということでもあります。そういうなかで、病院として、やれることはすべて取り組んでいこうと。アウトソーシングできるものは、アウトソーシングしていく。やはり、給与費が大幅に占めている。委託できる所に委託していくことによって、その辺の対応ができるのではないかとということはあるわけですが、職員はすべて常勤の職員であります。やはり、そう簡単に、かなりの年数をかけて、欠員が出てきた時にはアウトソーシングにいつ切り換えるかという、そのバランスの問題だろうと思います。そういうことで、その辺は当然ながら視野に入れて、職員の年齢を考えながら、計画しているところであります。

やはり、ぜひ、ご理解して、議員さん方の応援をいただきたいのです。病院の現状を。構造的なもので思うように収支としてバランスがとれていかない。公立病院においては、構成市町村が負担すべきものは負担すると決められております。そういうところをぜひご理解いただいて、今後、これは今答えるのはあくまでも病院自体として、自立してどこまでできるかということではありますが、やはり、病院を支えるという意味で、その辺のご理解をいただきたいと思っております。そういうことで、具体的な案をここで答えできませんが、今後、検討して、提示していきたいと考えております。

先ほど、行き違いではないかと思うのですが、院長交際費が100万もあるということがありましたが、どこにも計上されておられません。今、病院のこのような事情で、院長が交際費、自由に

使えるものはございません。自腹ですべてやっております。その辺はご理解いただきたいと思います。以上であります。

議 長（佐藤淳君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君）湯井議員の質問の中から、食料費について、外来センターとしてお答えいたします。15年度と16年度の違いが、16年度については100万の当初予算ということでございます。内容的には、県の方からも入院患者はおりませんが、食事等々、軽食をなささいということで、その分と、昨年も1回実施したのですが、今年度は、多くの市民の方にこの外来センターを見ていただいて、何かに関して、利用していただくというなかで、ふれあい健康教室というものを年間1、2回予定しております。その中で、若干の模擬店等を出してみようかという中で、予算計上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（佐藤淳君） 企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君） 続きまして、入院棟の食料費について、お答えいたします。平成14年度においては154万5千円、15年度においては254万円とってございます。さらに、16年度は同額でございます。内容につきましては、院内で開催されます各会議のお茶菓子代があります。さらに、一番大きなところでは、病棟に全病棟入っているのですが、患者さん用の給茶器を設置してございます。それのお茶代をこの中に計上させていただいております。その金額につきましては、16年度において、180万とってございます。さらには、議員さん方の視察旅行の食事代ですとか、そういう部分も入れさせていただいております。以上でございます。

議 長（佐藤淳君） 用度施設課長補佐。

用度施設課長補佐（三浦真二君） 薬品費の1億2500万の増額についてですが、平成15年当初予算に比べれば確かに1億2500万増額になっておりますが、先ほどの平成15年補正の後の予算と同じでありまして、同額を計上したものであります。

次に、薬品の貯蔵品であります。医薬分業前においては、通常1週間というのが薬品在庫として全国的に適当という見解がありました。ただし、医学分業が推進されている現在では、先ほども話しましたが、専門分野化が進んでおまして、それぞれ病院によって特質がだいぶ違っております。先ほども1品目で1500万も増えてしまうような薬があるわけでありまして、当院において、その特質を考えた場合、6580万という数字が必ずしも多いのか、少ないのかは判断が難しいところでございます。その辺をご理解いただければと思っておりますが、以上であります。

議長（佐藤淳君） 用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭） 先ほどのご質問の清掃業務委託についてですが、経費削減という観点から、外来センターと入院棟を含めて、一緒に業務委託の契約をしております。その契約の方法につきましては、3社見積りで行っております。

西棟、入院棟につきまして、改修したことにより、入院患者さんから天井の空気のところにゴミがたまると、能力が非常によく、どんどん空気を吸い込むので、ゴミがたまって、患者さんが寝ていると、それが目立つということで、その辺を前年度から比べて、もう少し実情にあった清掃、例えば、回数を増やすことも検討しております。現実につきましては、平成16年度につきましては、多少西棟の改修に伴う委託料が清掃の業務に関しては増える予定、計画をしております。以上です。

議長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後6時2分休憩

午後6時2分再開

議長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。他に質疑はございませんか。松本克彦君。

議員（松本克彦君） 1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。簡単に質問させていただきますので、ご答弁お願いいたします。7ページの支出における建設改良費の部分であります。工事費が4億5千万、機械器具購入費が1億ということで見込まれておりますが、具体的な内容等についての説明は、ただ単に、手術棟

の増改築というようなことであつたわけであるだけで、中身についてはどこにも説明を受けていないわけでありますので、例えば、建築工事におきましては、建築面積が何平米で、延べ床面積が何平米、それに伴う特色としては、こういう形のものであつて、4億5千万だと。従つて、その中身については、建築工事がいくらで、機械設備工事がいくら、電気工事がいくら、それがトータルで4億5千万だという説明をいただかないと、我々としては説明にはならないと思つたので、その辺のご説明をいただきたいと思つたのであります。器具購入費についても、そのような形をお願いしたいと思つたのであります。

それから、先ほど、冬木議員の方からお話がありましたが、当然、工事を出すについては、県審の審査に従つた形の中で、その点数に満した業者を選定していくような形で、先ほど、管理者の方が指名競争入札というようなことを言われましたが、私はむしろ、いろいろな指名にした形の中で、今までおきてきた原因はどこにあるのかを考えてみると、指名した何らかの恩賞がそこに生まれてきて、結果的には、疑いを持たれるような方向にもつながってくるのではないかと私は思つております。従つて、そういうことを考えてきますと、県審の点数によりきりですが、指名競争入札よりも一般競争入札を選定なされた方がより透明性がある入札になるのかなと思つたし、工事の性質からいって、なかなか分離にはしにくいでしょうが、工事の責任を持たせるということを考えるならば、建築、機械、電気という形の中の分離発注をなされた方が私は懸命だと思つていますが、その辺について、お伺いいたします。

議 長（佐藤淳君） 企画経理課長。

企画経理課長（吉田賢治君） ただ今の松本議員さんの質問に対して、お答えいたします。今回の手術棟でございますが、7ページに計上してありますとおり、建築費4億5千万円、機器で1億円で、合わせて5億5千という数字で計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、当初、概算見積もりなのですが、昭和61年当時、現在、東棟ですか、現在の手術室を設計していた設計者に概算見積もりを依頼しました。その概算数字としまして、4億2525万円という工事費の概算を受けております。内訳としま

しては、建築費で1億8480万円、設備で2億4045万円、その合計でございました。この算出根拠につきましては、外来センターの積算で採用されましたところの国土交通省の積算基準の単価や刊行物、メーカー見積もりを根拠としているということでございました。また、最近の実際を取り引きの実勢査定も加味して、単価設定を行っているということでございます。

内容的には、手術室が大部分を占めておりますので、どうしても特殊の内装といえますが、手術室のパネル等々の設備や医療ガス等の特殊設備が付随されているため、通常よりも平米単価は高くなっているのかなということでございます。また、それ以外につきましては、3階の計画でございますので、2階部分は一般事務室の内装仕様程度でございますが、研修施設ということで計画させていただいておりますので、トイレなど水回りにかかわる部分の割合が多いため、少し高めという状況でございます。現在、入札が終わって、設計業者さんが決まって、院内で建設委員会をもちまして、その中で、基本設計ということで会議をしております。そこでの現在のところの平米数でございますが、約855平米ということであります。工事費につきましては、当初の4億2525万円、それにプラスしますところの基本設計、実施設計、さらに、監理監督料を約5%想定しまして、4億4652万円ほどで考えておりました、端数を処理しまして、4億5千という予算計上をさせていただいております。建築については、以上でございます。

議 長（佐藤淳君） 用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭君） 続きまして、機械器具購入費の1億円について、ご説明申し上げます。ご承知のように、手術棟増設ということで、現在の計画では手術室を3部屋造るということになっております。その各部屋に无影灯、いわゆる手術の時の照明です。影をつくらないということで。それから、手術台、麻酔機、電気メス、これを1セットずつ各部屋に設置。それから、モニター系統。オペ室が増えると同時に、滅菌といって、消毒関係の仕事が当然、手術の数が増えますので、その滅菌装置。いわゆる機材を殺菌する装置です。それを1台、既存のところにセットするということで、概ね1億円という予算を計上させていただきました。以上で

す。

議 長（佐藤淳君） 管理者。

管 理 者（新井利明君） 発注形態につきまして、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。透明性をもったなかで、今後、十分検討していきたいと思っております。

議 長（佐藤淳君） 松本克彦君。

議 員（松本克彦君） 先ほどの説明のなかで、平米的には855平米で、予算的には、建築と設備を含めると、4億2500万という数字になるという説明なのですが、これの説明というよりも、もっと細かいところですね。今、3部屋をつかってどうのこうのというお話も出てたのですが、具体的に、855平米の手術棟が3部屋になった時に1部屋何平米ぐらいあって、こういう形の予算がかかるのですよというような説明をいただかないと、他の人から聞かれた時に説明にならないと思うのです。自分たちがわかっていたというのでは駄目な話で、そういう説明をぜひお願いしたいというのが一つあったわけです。

それから、無影灯、滅菌器という話が出ておりましたが、滅菌器につきましては、当然、機械器具に入ってくると思います。無影灯については、照明器具の一つですから、機械器具ではなくて、電気工事の守備範囲の中に入った形の中で予算化するのとは普通ではないかと私は立場上、理解しておりますので、従って、分け方もきちんとしてもらったなかで、予算大計をつくっていかないと、そこからおかしくなってくるはずなのです。ですから、そういうことをやっていただきたいと思っておりますので、その辺の見解をお願いしたいということ。

それから、管理者の方から透明性をもったなかでおやりになるというお話がありましたので、透明性をもたせるのであれば、指名競争入札よりも一般競争入札、なおかつ、分離をした方がより透明性が出てくるかと思っておりますので、再度、その辺をお伺いしたいと思えます。

議 長（佐藤淳君） 企画経理課長。

企画経理課長(吉田賢治君) 松本議員さんの第1のご質問でございますが、
現在、総体の平米数しか資料がございませんので、後で提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長(佐藤淳君) 事務局長。

事務局長(磯野義弘君) 松本議員の無影灯に関してでございます。これは
電気工事の中に含めるのが妥当ではないかという話でございますが、無影灯は医療器械として取り扱っております。従いまして、
本来、医療器械といえども、建築費の中に含めていけないということはないかもしれませんが、過去の流れからしまして、医療器械として取り扱って、それは建築費の中に含めるという経過
はございませんので、よろしく願いいたします。

議 長(佐藤淳君) 管理者。

管 理 者(新井利明君) 一般指名競争入札、指名競争入札、さらに、分離
のお話がありました。まだ、設計書もあがっておりません。そういった説明も受けておりませんので、今後、そういうことを検討
していきたいと思っております。

議 長(佐藤淳君) 松本克彦君。

議 員(松本克彦君) 発注方法については、管理者がおっしゃるように、
今後、検討を加えていただきたいと思います。それから、工事の内容についてなのですが、予算化する以上は、きちんとした内容を議会側に説明いただいた形のなかで、こういうものだということがあって然るべきだと思っております。そういうことが今までの、私も分議会長くお世話になっておりますので、その経験の中から話をさせていただくのですが、今までそういう細かい話については、
後からついてくるのです。そうではなくて、着手する段階できちんと大まかなものについて議会側に説明を求めるべきだと思っておりますので、今後、そういうことで、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

議長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。木村喜徳君。

議員（木村喜徳君） 20ページの2目の材料費、勉強不足でここでしたらいいのか、わからないのですが、今、医療技術や医療環境は著しく進歩という中で、薬品を買ったはいいけれども、もうこの薬品は使われないので在庫という場面はないのか。買って使わなくなったものは、全部メーカーに返しているのか。23ページの外来棟に関しても同じなので、別々に答弁をお願いいたします。

議長（佐藤淳君） 用度施設課長補佐。

用度施設課長補佐（三浦真二君） 現在、薬品の数ですが、1800種類の数が常時在庫としてあるわけでありますが、年度末、半期、月末とか機会をみまして、少なくとも年に3回以上、棚卸し等をやります。封を切っていないものに関しては、メーカーに返している。封の切ったものは、どうしようもないので、それも期限をきちんとチェックしまして、処理しております。適正に処理しております。

外来センターの方ですが、入院棟で使える薬は、期限が切れる前に必ずこちらへ持ってきて利用しているという状況であります。以上であります。

議長（佐藤淳君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） 木村議員さんの質問に対して、お答えいたします。病院の課長補佐が答えた補足になりますが、薬価契約も病院でやっています。外来棟につきましても、院外処方率が97%、外来センターのめぐりに院内処方箋の薬局がございます。そちらの方で97%出しております関係上、薬品の計上も少なくすんでいるというのが現状であります。ただ、どうしても科によっては、院内で薬を出さなければいけないものが若干ございますので、薬品のこの計上になっております。また、レットストック等については、先ほど、課長補佐が申しあげたとおりでございます。以上です。

議長（佐藤淳君） 木村喜徳君。

議 員（木村喜徳君） わかりました。そうしますと、メーカーとは使わなくなった薬品に関しては、返品で処理をしていくということで合理ができていると理解していいのですね。

議 長（佐藤淳君） 用度施設課長補佐。

用度施設課長補佐（三浦真二君） 先ほどもお答えいたしました。封を切っていないものに関しては、メーカーに協力をいただいております。先ほど、言い忘れましたが、平成15年の半期で棚卸しをした時に、29品目の使用期限が切れたものがありました。金額になおしますと、3万1928円。これは処分させていただきました。以上であります。

議 長（佐藤淳君） 他に質疑はございませんか。
（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第6号、平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（佐藤淳君） 起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

第10 議案第7号

議 長（佐藤淳君） 日程第10、議案第7号、平成16年度多野藤岡医

療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管 理 者（新井利明君） 議案第7号、平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算の提案説明を申し上げます。ここに、平成16年度事業予算を上程させていただきましたが、介護保険がスタートし、5年目を迎えました。第2条は介護老人保健施設事業の業務予定量です。業務予定量達成に努力してまいりたいと考えております。第3条は収益的収入および支出の予定額でございます。業務予定量と照らし合わせ、昨年度の実績から算出し、適切な予定額を計上し、企業会計原則に伴う最善の事業努力をしております。第4条は資本的収入および支出の予定額を計上し、均衡を保つものでございます。以下、第5条から第7条までは、法令等の算出の規定による金額を設定させていただいたものであります。老人保健施設から介護老人保健施設と変更になりましたが、その目的、使命、機能、役割はなんら変わることなく、地域施設の中核を担う施設としての役割がますます期待されております。当しらさぎの里も地域の高齢化社会の中で、中心的施設として評価され、良質のケアサービスの提供に務めていくものであります。以上、誠に簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、課長より説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

議 長（佐藤淳君） 介護老人保健施設管理課長。

介護老人保健施設管理課長（内田雅之君） それでは、引き続いて、内容詳細についてご説明いたします。まず、第2条、業務予定量でございます。年間延べ利用者数については、入所者2万8470人で、1日あたりにしますと78人。通所については年間1万2300人で1日あたりにしますと45人の利用者数をさせていただくものであります。第3条、収益的収入および支出でございます。まず、収入については、入所収益3億4299万円。通所収益1億4318万3千円、その他、5646万で、4億9181万3千円を見込んでおります。次に、支出については、4億8633万

3千円を見込んでおります。収支につきましては、約548万円の黒字予算でございます。第4条、資本的支出については、企業債、元金、償還金、3292万円に対する損額を、過年度損益勘定留保金で補填するものでございます。第5条から第7条につきましては、法令等による定めおよびその範囲とさせていただくものでございます。なお、細部については、科目別明細で示しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で、詳細説明にかえさせていただきます。

議 長（佐藤淳君） これより質疑に入ります。ご質疑願います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長（佐藤淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第7号、平成16年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤淳君） 起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤淳君） 暫時休憩いたします。

午後6時26分休憩

午後6時26分再開

議 長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第11 一般質問

議長（佐藤淳君） 日程第11、一般質問を行います。質問の順序は通告順によりますので、ご了承願います。はじめに、茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 議長の許可をいただきましたので、診療報酬の明細書全般について、簡単に質問をさせていただきます。診療報酬の明細書というのは、我々目につきにくいところでございますが、病院の経営に例えれば、明細書は血液でございます。その血液が病院のすべての診療科をはじめとして、各薬局をはじめとして、薬剤、いろいろな形の中で全部そちらの方に隅々まで、きちんとした情報を提供し、そこからあがってくる、いわゆる診療報酬の材料というものを全部集約して、また、心臓部に戻ってきております。

しかしながら、診療報酬、明細書の扱いは、先ほどからいろいろな答弁を聞いている限りにおいては、ここにいらっしゃる皆さんほとんど、どういう形でできあがってくるのか。また、どういうシステムになって、請求書がお金になってくるのかどうか。先ほど、減点だとか、いろいろな中での無駄があるという話もあります。ですから、こういった中で、私は通告してありますので、請求事務体制や請求時期、収納の確認状況、ならびに、実際に請求した金額と収納している金額の差、それはどういう形の中でこの差が出てくるのかどうか。こういったなかで、10月分、11月分、12月分と申しあげましたが、長くなれば、1カ月分でも結構ですので、その体制、請求時期、請求額、調整額、収納額、こういった中で、その差がなぜ出るのか。その差をどのようにチェックしているのかどうか。そして、戻ってきたり、診療内容を削られたりしたのがどういう経過であるのか。こういったものをどういう体制の中で、管理をし見直しをし、それを将来の経営にいかしていくのか。この辺について、全般的にまず、1回目の回答をいただいたなかで、質問をしていければと考えます。職員の研修も当然必要でしょうし、また、医事課の事務の内容等もありますので、簡単で結構ですので、1回目の答えをいただいて、入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤淳君） 経営管理部長。

経営管理部長(白岩民次君) 茂木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の診療報酬の請求事務の体制と請求時期についてですが、その体制といたしましては、病院では、医事課の入院係長以下9名の職員が入院患者さんの診療報酬の請求事務を担当しております。救急外来患者さん、また、透析患者さんの診療報酬請求事務は、受付業務委託業者である日本医療事務センター職員が行っております。また、外来センターにおきましては、病院と同じく、受付業務委託業者である日本医療事務センターの職員が診療報酬の請求事務を行っております。

次に、請求の時期ですが、当月分を翌月の10日前後に審査機関の指定期日に診療報酬明細書を送致しております。

次の2点目ですが、平成15年10月から12月までの各月の基金、連合会、その他への請求額と収納状況ですが、まず、病院からお答え申し上げます。社会保険診療報酬支払基金は、今、茂木議員さんから短くということで、直近のところでもいいですか。

12月分になりますが、12月におきましては、社会保険診療報酬支払基金は1億7692万7794円の請求をしております。それに対しまして、1億5744万4330円が入金になっております。続きまして、国民健康保険団体連合会は12月分としまして、2億6745万3905円の請求に対しまして、2億6454万2846円の入金となっております。損害保険会社等、交通事故関係分としまして、12月に978万8502円の請求に対しまして、419万1989円の入金となっております。また、労災保険情報センター、労災事故関係ですが、12月分におきましては、870万7836円の請求に対しまして、811万9838円の入金済みとなっております。

続きまして、外来センター分においてですが、社会保険診療報酬支払基金は12月におきましては、4652万8552円の請求に対しまして、4576万9058円の入金となっております。国民健康保険団体連合会ですが、12月分としまして、5896万9938円の請求に対しまして、5833万2131円の入金となっております。損害保険会社への請求ですが、交通事故関係分としまして、12月におきましては191万1275円の請求に対しまして、142万5385円の入金となっております。また、労災保険情報関係ですが、これは労災事故分としまして、12月に121万9170円の請求に対しまして、114万281

6 円の入金済みとなっております。

3 点目の過誤納金と収納不能についてであります。病院につきましては、可能な限り、再審査した請求を行っておりますが、その結果、支払基金での過誤納調整額は12月におきましては、24万2066円の減点で、率にいたしまして0.13%でした。国保連合会分では12月分としまして、74万9758円の減点で、率にいたしますと0.28%でした。外来センター分の過誤納調整額ですが、支払基金分ですが、12月分は8万8794円の減点で、率にいたしますと0.19%でした。国保連合会分ですが、12月分としましては8万5801円の減点で、率にいたしまして0.14%でした。なお、過誤調整により減点から復活分を差し引いた過誤調整金の処理につきましては、調停減を行っております。

4 点目の診療報酬明細書のチェック機能体制と、職員の研修機会についてということですが、お答え申し上げます。病院での入院の診療報酬明細書は、前月分を翌月初めにコンピュータより印字された仮診療報酬明細書を職員が事務的な部分を確認し、次に、記載の不備等を担当医師に確認していただきます。修正を加えた上で、診療審査機関に提出用としてプリントアウトしております。また、救急外来患者さん、および透析患者さんの診療報酬明細書のチェック事務は、委託先の日本医療事務センターの職員がチェックし提出しております。外来センターにおいてですが、病院の救急外来と同様な方法で行っております。

職員の研修体制ですが、病院においては、医事課入院係長以下9名を全国自治体病院協議会や日本医療事務センターが開催している診療報酬請求事務の中央研修に参加し、常に請求漏れや点数表の規定に違反しない診療報酬明細書の作成に取り組んでおります。また、外来センターにおいては、診療報酬請求事務を日本医療事務センターに委託しておりますので、研修につきましては、適時社員研修を実施していると聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長（佐藤淳君） 茂木光雄君。

議 員（茂木光雄君） 細かな説明をいただきまして、ありがとうございます。病院と外来センターとの請求の体制といいますのは、今の

説明ですと、病院については、病院の職員9名の専従の職員が入院にかかる保険請求をお医者さんの診療録にもとづいて打ち出して、病院の職員が作成をしている。しかし、救急外来、透析、ならびに外来センターにおいては、すべて医療事務センターに委託。つまり、丸投げといったらおかしいのですが、アウトソーシングの一環であるという説明だと思えます。

そうしますと、藤岡病院の請求事務体制というのは、入院分については、職員がそれなりに請求をおこし、そして、それが削られたりしてきますが、そういったチェック体制は職員がやっていますが、医療事務センターの方の体制は、どういう形で管理されているのか。例えばの話、なぜ減点がおき、なぜ余分な検査を削られ、なぜ投薬についての意見を言われ、こういったものについては、本来、病院経営の中では、当然、医師、事務方、委託を受けているところの事務体制が連絡調整会議的なものをもって、一同に会さない限り、こういった請求が誤ったり、病名が漏れたり、こういったものに対する改善が実際には行われないうまま、先ほど院長さんが毎月170万ぐらい返されていたのが、今、100万になったという話でございますが、現実には、研修体制の中で、職員の資質をあげていかないと、この誤りを直すことがなかなかできない。

具体的なそういったものができないまま、半年、1年という中で、無駄な検査なり診療なり行われてしまっている。高い材料を買ったとしても、高い注射を打ったとしても、それが削られてしまったのでは、一銭にもならないということ、やはり、病院の管理運営上、部長、課長クラスの方がしっかりと研修を受け、知識を習得し、その管理運営をしない限り、今の体制では無理だということを私はここで申しあげたい。2人ずつ、3人ずつというなかで、診療報酬の請求の仕方、再審査の回答なり、こういったものをやっていくなかで、事務はわかっていますが、ここにいらっしゃる方で誰一人としてこういったことをわかる人間がいないなかで、なぜ、適切な管理、改善がされているという答えができるのだろうかということで、まず、院長さんには、この診療報酬明細書の管理、チェック体制については、病院の経営の根本である、血液であるということをよく理解していただいたなかで、早急に連絡調整会議を先生の主導のもと、また、本病院にいらっしゃる9人の職員をしっかりとしたなかで、中枢にすえて、その体

制をつくっていただきたい。そうしませんと、毎月300万とか、いろいろな過誤が生じます。こういった収納関係でとりたくてもとれない、診療してもそれがきちんとした病院の収入にならない、こういったことをよく考えていただいて、改善をしていただく。その意思があるかどうかを院長先生にはおたずねいたします。

それから、経営管理部長におきましては、まず、目標を設定していただきたいということを申し上げます。まず、何の事務体制でもそうなのですが、診療費をいくらあげるのか、間違いをいくら無くすのか、その目標を設定しない限り、これは不可能なのです。なすがままされた計画では、絶対に改善はできない。まず、100万円ある間違いを今年度50万にしましょう、そのためには、どういう体制の中で、部長、課長がイニシアチブをとって、院長先生のもとでその体制をとっていくのかどうか。これをやらない限り、無理です。事務の研修はいくらやっても、無理なのです。なぜかという、医療費の改定やら何やらは、どんどん先へ進んでいってしまう。経営なのです。経営をしっかりと、まず、目標を設定する。管理部長には、目標を設定する考えがあるかどうか。

そして、最後になりますが、過誤などの管理を療養担当規則、皆さん、ご承知かと思いますが、レセプトの管理は5年ですね。こういったなかで、きちんとした過去の間違いをもう一度、しっかりとしたなかで、請求をやり直す考えがあるかどうか。まず、5年のレセプト管理がどのように行われているのかどうかを確認して、2回目の3つの質問にいたしますので、回答をお願いいたします。

議 長（佐藤淳君） 病院長。

病 院 長（鈴木忠君） 茂木議員のご質問にお答えいたします。レセプト、診療報酬明細書のチェックについては、一つの柱にして取り組んでおります。そして、不備のあるレセプト、診療報酬明細書については、私すべてチェックしております。それから、そのなかで直せるものは直し、最終的に、減点ということになってしまったものについては、すべて明細が打ち出されてきます。そこに関わった医師に全部配って、同じ間違いをしないようにと。そして、重点項目、ある程度共通して減点になるものについては、10項

目くらいについては、診療部会で医師の方に病名の記載漏れがないように、あるいは、使い方に不適切な面があるならば、それを改めるようにということで、徹底しているところでもあります。以上であります。

議 長（佐藤淳君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） 外来センターについて、お答え申し上げます。今、茂木議員さんの方で、病院と外来は少し体制が違うという話についてですが、外来センターはオープンして2年が経つ段階において、アウトソーシングという中で、実際に請求事務等々を行っている職員は、正職が3名、臨時が1名、4名体制で行っております。その業務につきましては、事故担当1人、労災担当1人、その他は病院と同じように、日本医療事務センター等々によって業務を行っていただいております。そのなかで、丸投げという言葉が出ましたが、むしろ、県内の公立病院につきましては、約70%以上が当外来センターと同じような方法で委託契約をしております。むしろ、そういう意味では、プロ集団ということで、我々もそういう経験がありますが、我々よりも研修し勉強し、いいレセプトを出していただくとみているし、実際にも、そういう数字は残っております。

また、減点、返点につきましては、外来センターにつきましては、減点、返点委員会を設けまして、その資料づくりにつきましては、医事係長担当なのですが、我々も月の10日の提出には一緒に行き、病院の医事課長と一緒にいき、向こうの審査員といういろいろななかで話を聞き、説明を聞き、それを持ち帰り、センター長を中心に査定できるものは査定、あるいは、いろいろありますが、そういった指摘事項を次ぐ月に何とか直していくというなかにおいて、日本医療事務センター、約52名おりますが、その中心であります職員をその会議に入れまして、対策を毎月練っているところでもあります。以上です。

議 長（佐藤淳君） 医療情報課長。

医療情報課長（小野里昇君） 茂木議員さんにお答えいたします。過去5年のレセプトの有効ということで、平成10年から13年11月ま

では、コンピュータはIBMの機械を使っていました。平成13年12月から現在の富士通になっております。平成10年から13年11月までのIBMの機械はまだとってあります。その中に、その期間のデータがあります。再度、レセプトを出すということであれば、出し直しもできます。データも参照できます。現在の平成13年12月からの富士通でも、当然、データはあり、レセプトも出し直しはできるという感じになっています。以上です。

議長（佐藤淳君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今、院長先生の方からは、いろいろななかで、チェックは個人的にしているという形になりますか。ご自分の方ですべてチェックをしている、そして、その担当医を呼ぶなりして、改善をしていただく。事務方の方について、同じような形の中で、やはり、院長先生の努力は当然評価に値すると思いますが、こういったなかで、刻々と変わる医療の情報なりなんなりというものを、それに携わる、先ほど、外来センター課長の話ではないですが、中心人物を入れたなかで、きちんと体制を、一同に集めて協議をしないと、抜本的に改善は難しい。まして、先生方の協力なくして、診療報酬明細書は本来、先生が作るべき体質のものであり、それを点数にかえて作業をしているのは事務の担当ですから、それをきちんとしたなかで、先生の協力を得られないと、事務方としては非常に厳しいですよね。お忙しい先生をつかまえて、病名が漏れたのか、検査が違ったのかなど確認するということは、非常に今の体制では難しいということですよ。ここを抜本的に、お医者さんを含めた事務方、そして、医療事務センターの担当を入れた調整会議をしっかりと毎月もっていただかないと、ご承知のように、請求して2カ月、3カ月後にそういったものを確認するなかで、ちょっとした間違いが3カ月、4カ月と続くわけですね。ですから、そこをどのように院長として、今後、改善していくのかどうかはまず、一番知りたいところでございます。

それから、目標を設定するかどうかの答えをいただいていないのですが、目標が設定できるのかどうか。しなくてはいけないという認識はあるかどうか。

最後に、レセプトの管理マニュアルのことになりますが、やはり、外来部分と入院部分の職員は、どうしても外来の方はほとん

ど全部センターですから、入院のものしか知らないというケースが出てくるといことですよね。入院の請求書の1枚に関わる割合は、外来1枚分の3倍ぐらいはかかるわけですよ。1枚の請求書を作成するのにあたって。ですから、減点も多いではないですか。ほとんど国保団体連合会からは、例を例えて言えば、平成11年10月には100万も減点されてしまった。その減点の材料は何かとこの前、確認に行きましたら、全部血液血しょう製材を使った注射の減点ですよ。1本2万円もするようなものが10本も削られてしまった。それがどんどん、結局改善されるまでに時間がかかる。

院長先生がいくら努力されたとしても、大変でしょうから、なぜ大きな減点が続くのかどうか、毎月請求前に調整会議をもたないと、そこで訂正をしないと、無駄が無駄を呼び、材料を買う時にお金はかかる、それに維持がかかり、経費がかかって、なおかつ、それが削られてしまうというのは、ダブルパンチですよ。

ここを院長自ら音頭をとっていただいて、医師と事務方と外来にかかるセンターの、先ほど、最新の知識を持ったと事務長さんも言われましたから、そういった専門家を常に、お医者さんを変えてやらないと、病院の血液たる基本、事業収入、50億からあがる医業収入が本当に無駄になってしまうということで、なんとか抜本的な改革を、今日の議会そうですが、改善計画は出ませんね。先ほど、冬木議員の質問ではないけれども、どうやったら改善計画ができるのかどうか。それにはまず、病院の基本である診療報酬の明細書のきちんとした管理と運営をしないと、経営の改善は難しいと私は提案をいたしますので、最後に、目標の設定と、連絡協議会、この2点については、明確な回答を。やらないならやらないで結構です。私はしつこく言いますし、現場に、非常に事務に精通した職員もいらっしゃる。正直言って、ここにはほとんどいらっしゃらない。私の言っていることをわかっていただける職員がいないのです。失礼しました。それは言い過ぎたかもしれませんが。

本当の意味で、院長、音頭をとって、経営というものを経営管理部長のもとに、しっかりとした経営を成り立って行って、せめて、今日の議会の中で、今後、このように変わっていきますよという明確な案を、管理者としての意見をお願いして終わります。

議 長（佐藤淳君） 病院長。

病 院 長（鈴木忠君） 茂木議員のご意見、ごもっともと思います。当然、毎月、定例として、医師、事務方をはじめとしたなかで、診療報酬、適正なレセプトを作成するような取り組みを早速取り組んでいきたいと思います。

そして、目標値。目標値がある方がもちろん取り組みやすいわけですが、現在、最終的に減点は月平均100万近く、100万弱計上しております。それを少なくとも3割減、とりあえず目標に。さらに、5割減というような形で進めていきたいと思います。これは、目標値をきちんと、小さいほどもちろんいいわけですね。それはわかっておりますが、そのなかで、実際に取り組んだなかで、チェックをしたなかで、具体的な数値を設定して、取り組んでいく予定でございます。ありがとうございました。

議 長（佐藤淳君） 管理者。

管 理 者（新井利明君） 今、院長先生からもかなり意欲ある答弁がありました。そういうなかで、いろいろご指摘をいただいておりますが、先生方、そして、事務局、看護の人たち、そういったなかで、一人ひとりがこの病院の経営に対する意識が一番大事ではないかと思っておりますので、今、議員のご指摘のことにつきましては、また、院長先生が意欲的な発言でございましたので、よく相談していきたいと思っております。

議 長（佐藤淳君） 以上で、茂木光雄君の質問を終わります。発言通告のありました質問は全部終了いたしました。

字 句 の 整 理 の 件

議 長（佐藤淳君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字

その他の整理は議長に委任することに決しました。この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管 理 者 あ い さ つ

管 理 者（新井利明君） 本日は大変長時間にわたって、慎重ご審議をいただき、ご決定いただきまして誠にありがとうございました。今後も地域の中核病院としての果たすべき使命である、高度医療の提供と地域医療連携に一層努力をしていくという覚悟でございます。今後も皆様のご支援をたまわり、一刻も早く健全経営に向かった姿が見えてくるようにしたいと考えております。まだまだ寒い日が続くと思いますので、ご自愛いただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

閉 会

議 長（佐藤淳君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成16年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間、大変ごくろうさまでした。

午後6時58分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長

署名議員

署名議員